

国籍と無国籍

議員のためのハンドブック



"Citizenship is man's basic right for it is nothing less than the right to have rights"

Chief Justice Earl Warren (USA 1958).



国籍と無国籍

議員のためのハンドブック

日本語版 2009年12月発行
ISBN 978-92-9142-403-0

謝辞

このハンドブックは列国議会同盟（Inter-Parliamentary Union）の民主主義・人権常任委員会の協力を得て作成されたものです。

原文（英語）：

Nationality and Statelessness: A Handbook for Parliamentarians
(2009年10月改訂)

リサーチ・分析：

キャロル・バチェラー、フィリップ・ルクラーク（UNHCR）

筆者：マリリン・アキロン

編集：国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）：エリカ・フェラー、フィリップ・ルクラーク、ホセ・リエラ、サラ・バシエッティ
列国議会同盟（IPU）：アンダース・B・ジョンソン、カリーン・ジャブレ

装丁：ジャック・ワンドフラ、スタジオ・インフォグラフィ（スイス）

序文

「すべての者は、国籍をもつ権利を有する。何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。」この簡潔な文章により、1948年の世界人権宣言第15条は、世界中のすべての個人に国家との法的なきずなを持つ権利を付与している。市民権または国籍（このふたつの用語は国際法上の通常の使用方法と同様、本ハンドブックのなかで相互に互換性のある言葉として使用されている）は、人々にアイデンティティを提供するだけでなく、個人に対して国家による保護と多くの市民的および政治的権利を与えるものである。実際、市民権は「権利を持つ権利」と言われてきた。

市民権の取得、喪失または否認に関する国際法体系にもかかわらず、世界中で何百万もの人々が国籍をもたずにいる。彼らは無国籍である。無国籍は、法の矛盾、領土の移転、婚姻法、行政上の慣行、差別、出生登録の欠如、国籍剥奪（国家が個人の国籍を無効にする場合）、国籍放棄（個人が国家の保護を拒否する場合）を含め、様々な原因に起因しうる。

世界中の無国籍者の多くは強制移動の被害者でもある。故郷から引き離された人々は、特にその移動が領土の境界線の引き直しを伴う場合、無国籍になりやすい。逆に言えば、無国籍者や国籍を奪われた人々は住み慣れた場所から逃げることを、しばしば余儀なくされてきた。このような難民状態との関連性から、国連総会は国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を無国籍の予防と削減を監督する機関として指定したのである。

最近の推計によると、世界には約1100万人の無国籍者がいる。しかし、この数字はあくまでも推測による見積もりである。無国籍の概念は国家間の論争の対象であるうえ、政府はしばしば無国籍に関する情報を公開しながら、さらに、無国籍の問題は国際社会の検討課題のなかでは優先順位が低いいため、無国籍者の数に関する包括的なデータを集めることは非常に困難である。

しかし近年、国際社会は人権の尊重が集団移動や強制移動の予防に役立つことをより認識するようになった。同様に、国際条約に含まれる原則に基づき、国家は無国籍の問題を解決する義務があることについても認識が高まってきている。各国政府は、自国との真正かつ実効的なきずなを示すことができる個人から市民権の恩恵を奪ったり保留したりする権利をもたないということを、制度上も実務上も承認しなければならない。

議員が無国籍の状態の発生を削減・根絶する決意を示す最善の方法とは、国際法と合致する国内法を採択することである。そのような国内法とは、何

人もその国籍を恣意的に奪われず、国籍を付与しなければ無国籍になるような特定の状況にある者は国籍を付与され、無国籍であり続ける者や無国籍になった者は十分な保護を受けることができることを保障するものである。また議員は、国家の政策が意図的であろうとなかろうと人を無国籍にしないことを確保するよう保証するのに貢献したり無国籍者の個別事案を解決するよう政府に働きかけたり、無国籍に関連する問題について有権者の意識を高めたりすることによって、重要な「監視」役をつとめることができる。

このハンドブックは、関連する問題を提示し、可能な解決策を提供し、無国籍問題の人間的な側面を見失うことなく議員がとることができる行動を提案するものである。世界中で何百万もの男性、女性、そして子どもたちの人生に不利な影響を与えるこの現象を削減し、究極的には根絶するために必要なあらゆる措置をとるにあたり、このハンドブックが議員にとって有益なツールとなることを願う。



アントニオ・グテーレス
国連難民高等弁務官



アンダース・ジョンソン
列国議会同盟事務局長

目次

謝辞	2
序文	3
はじめに	4
第1章：国籍をもつ権利および無国籍削減のための国際法の枠組み	6
第2章：無国籍者の確認と保護	18
第3章：無国籍となる原因の除去	29
第4章：UNHCRの役割	45
第5章：議員はどのように貢献できるか	51
附録1：無国籍者の地位に関する1954年条約の締約国	56
附録2：無国籍の削減に関する1961年条約の締約国	58
附録3：条約加入書例	60
附録4：UNHCR事務所一覧	61
UNHCRとIPU	70

はじめに

ある国の国民である者は、国籍によって与えられる権利・義務を当然のことと考えがちである。我々の多くは子どもを学校に入れ、病気のときは治療を受け、必要なときは就職の申し込みをし、政府の代表を選出するために投票することができる。我々は自分たちが住む国に利害関係があると感じ、我々個人よりもより大きな何かに属しているという深い感覚を抱いている。

一方、国籍をもたない無国籍の者にとって人生とはどんなものだろうか？市民権なくしては、人は自分が住んでいる国で選挙民としての登録ができず、渡航証明書の申請をすることができず、婚姻の登録をすることもできない。出身国や元の居住地を離れた無国籍者は、それらの国に領域内への再入国を拒否された場合、長期間身柄を拘束されることもありうる。一定の国との法的なきずなを証明することのできない者は、教育、医療、労働に関する権利のような最も基本的な権利でさえも、しばしば否認されてしまう。

「自分が暮らしている国から『ノー』と言われ、自分が生まれた国から『ノー』と言われ、自分の両親の出身国からも『ノー』と言われる。『あなたは我が国の国民ではありませんよ』と言われ続ける。自分は何者でもないと感じ、なぜ生きているのかとさえ感じる気持ち。無国籍者は、そんな虚無感と常に隣り合わせです。」

ララ、元無国籍者

2003年にUNHCRが行った無国籍に関する調査によると、世界のいかなる地域も無国籍をもたらず問題と無縁ではないことが分かる。しかしながら、世界の無国籍者の正確な数は分からない。国家はしばしば精確なデータを提供したがらなかったり提供する能力がなかったりする。無国籍者を登録する仕組みをもつ国は少ない。実際、国家はその領域内に居住する無国籍者の数を報告することを明確に要求されてはいない。UNHCRは、世界中で何百万人もの人々が有効な国籍をもたずに暮らしていると推計する。

無国籍は、20世紀前半に初めて世界的な問題として認識されたものであり、個人の法的なアイデンティティについての国家間の争い、国家承継、特定集団に対する長期的な社会的軽視、個人や集団からの国籍の剥奪によって生じうる。無国籍は通常、国際関係の大きな変化の時期と関連していることが多い。国際的な境界線の引き直し、いかがわしい政治目的達成のために国家のリーダーが行う政治システムの操作、忌み嫌われた人種的・宗教的・民族的少数派を社会的に軽視し排除するための国籍の否認や剥奪。これらが世界各地で無国籍という結果を招いてきた。過去20年間、国籍を奪われた者や有効な市民権を得ることができずにいる者の数は増え続けてきた。このよ

うな状況が続くことを許せば、影響を受ける者の間で公民権を奪われているという感覚が深まり、いずれ移動を余儀なくされることになりかねない。

「市民権を奪われるということは世界を奪われることである。それは野人や野蛮人として荒野に戻るようなものだ・・・人間であるという以外に何者でもない者は、他者から仲間として扱われることを可能にする特質を失った者である・・・彼らは何も痕跡を残すことなく、一般社会になんら貢献することなく生きそして死んでいく。」

ハンナ・アーレント 『全体主義の起原』

このハンドブックは、議員に対して国籍と無国籍を律する国際原則の概説を提供することを目的とする。国際法は、自国民の定義および国籍の取得・喪失・維持の条件設定に関して国家に幅広い裁量を与えている。しかし、この国家の裁量が無国籍を招く場合や差別的方法で行使される場合には、20世紀を通じて発展してきた人権の原則によって制限されることとなる。

各国が無国籍に関連する問題に対処すべく協力するなかで、いまだ実効的な国籍をもたない人々が世界中に何百万人もいる。このハンドブックは、国際法、特に1954年の「無国籍者の地位に関する条約」のもとで保護されている無国籍者の権利および義務について論ずる。(UNHCRの努力にもかかわらず、2009年10月15日現在、まだ65カ国しか1954年条約を締結していない。他方、1951年の難民の地位に関する条約・1967年の同議定書は147カ国が締結している。) またこのハンドブックは、無国籍の主な原因に焦点をあて、各国の国籍法の適用が意図せずして無国籍を招くことのないよう保障するために各国政府はどのようなことができるかを検討する。

UNHCRは、無国籍の削減を支援し、無国籍者が有効な国籍を確保するのを助けるという任務を与えられた国連機関である。このハンドブックは、この役割を果たすためにUNHCRが行っていることを説明する。また、国籍法の見直しおよび必要であれば改正を行うこと、無国籍に関する国際条約を締結するよう政府に働きかけること、無国籍に関する問題について一般社会の意識を高めることなど、無国籍の削減に貢献するために議員がとりうる実際的な行動について提案する。

さらにこのハンドブックは、無国籍が長期化した状況が、関連政府の政治的意思、市民社会の関与、国際社会による支援によって解決された良い事例をいくつか提供する。これらの良き先例をみると、政府と社会と国際社会が協力すれば、無国籍者は「権利をもつ権利」を享受できるようになることがわかる。

第1章

国籍をもつ権利および無国籍削減のための国際法の枠組み

国籍は国家の主権とアイデンティティの表明であるため、特に取扱いの難しい問題である。国籍に関する論争は国内と国家間の両方で緊張や紛争を招きうるし、実際にしばしばそのような結果を招くことも驚きではない。20世紀には、世界中で無国籍者の増加および人権への関心と意識の高まりの双方がみられた。したがって国籍に関する国際法は、すでに無国籍である者の保護と支援という路線と、無国籍の根絶または少なくとも削減という路線の、ふたつの路線に沿って発展した。

ある者が特定の国の国民か否かは誰が決めるのか？

原則として、国籍の問題はそれぞれの国家の国内管轄権に属する。しかし、国家の内部決定を適用できるかについては、他国の同様の行動および国際法による制約を受ける。

チュニスとモロッコの国籍法に関する1923年の勧告的意見において、常設国際司法裁判所は次のように述べた。

「ある事項が、専ら国家の管轄権に属するか否かの問題は、本来相対的なものであり、国際関係の発展に左右される。」

つまり、国籍の問題は原則として国内管轄事項であるけれども、国家は国際法の原則に基づき他の国家に対する義務も尊重しなければならない、と常設国際司法裁判所は述べている。

このアプローチは7年後に「国籍法の抵触についてのある種の問題に関するハーグ条約」によって再確認された。常設国際司法裁判所の1923年の勧告的意見は、1930年の国籍に関するハーグ条約に関連していたため、多くの国が同条約の準備にあたり同勧告的意見についてコメントした。ほとんどの国は「勧告的意見」を国籍関連の国家の決定を国外で適用すること、特にそれらの決定が国籍関連の他国の決定と抵触する際に国外で適用することを制限するものとして解釈した。

国際連盟の賛助を得てまとめられた1930年のハーグ条約は、すべての者が国籍をもつことを保障しようとした初の国際的試みであった。同条約の第1条は次のように述べる。

「何人が自国民であるかを自国の法令によって決定することは、各国の権限に属する。右の法令は、国際条約、国際慣習及び国籍に関して一般的に認めら

れた法の原則と一致する限り、他の国により承認されなければならない。」

言い換えると、国家が自国民を決定する権利の行使方法は国際法の関連規定に従うべきなのである。20世紀を通じて、これらの規定は徐々に国家主権よりも人権を重視する方向で発展してきた。

1948年の**世界人権宣言**の第15条はこう宣言する。

「すべての者は、国籍をもつ権利を有する。何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。」

この権利は個人と国家の間の「**真正かつ実効的なきずな**」の存在を基礎としている。このきずなが初めて国籍の基礎として認められたのは、1955年に**国際司法裁判所**が判決を下したノッテボーム事件においてであった。この判決のなかで裁判所は次のように述べた。

「国家実行、仲裁裁判および司法裁判の判決ならびに学者の意見によれば、国籍とは、相互的な権利及び義務とともに、結合という社会的事実、生存、利益、感情の上の真の関係をその基礎とする法的きずなである。」

出生、居住および／または血統によって表明される真正かつ実効的なきずなは、今ではほとんどの国の国籍法の規定に反映されるとともに、1997年の欧州国籍条約のような最近の国際条約にも反映されている。

また国籍は、米州人権裁判所によって次のように定義されている。

「人のある国家に結びつけ、忠義忠誠の義務を負わせるとともにその国から外交的保護を受ける権利を与える、政治的および法的なきずな」(Castillo-Petruzzi et al v. Peru, Judgment of May 1999, IACHR [ser.C] No. 52 1999).

難民と無国籍者の権利はどのように保護されているか？

世界人権宣言第15条は、すべての者は国籍をもつ権利を有すると述べるものの、ある者がいかなる国籍をもつ権利を有するのかについては規定していない。個人が国籍と関連する一連の最低限の権利を奪われることのないよう、国際社会はふたつの主要な条約を作成した—それが1951年の難民の地位に関する条約および1954年の無国籍者の地位に関する条約である。

難民条約と無国籍の問題との間に関連性はあるか？

第二次世界大戦直後、新設された国際連合の加盟国にとって最も切実な問題のひとつは、戦争によって難民や無国籍となった何百万人もの人々の

ニーズにいかにして対処するかということであった。国連経済社会理事会（ECOSOC）の1949年の決議により、難民と無国籍者の地位に関する条約作成を検討するとともに無国籍の根絶のための提案を検討することを任務とするアドホック委員会が任命された。

最終的に、委員らは難民の地位に関する条約と、その条約に付属する無国籍者に焦点をあてた議定書の草案を作成した。無国籍者の根絶の問題は新しく創設された国際法委員会（ILC）が対応すると思われていたため、アドホック委員会はこの問題を十分に検討しなかった。

歴史的に、難民と無国籍者はともに、UNHCRの前身である国際的な難民機関から保護と援助を受けてきた。無国籍に関する議定書草案は、難民と無国籍者の間にあるこの関連性を反映しようとするものであった。しかし、難民の緊急のニーズが高まり、国際難民機関（International Refugee Organization）の解消が差し迫るなか、難民と無国籍者の問題の双方を検討するために召集された1951年の全権委員会議では、無国籍者の状況を詳細に分析するための十分な時間がなかった。したがって、この会議では1951年の**難民の地位に関する条約**が採択され、無国籍者を扱う議定書の採択は後日に延期されることになった。

1951年の難民条約のもとで、無国籍の難民は難民としての保護を受ける。なぜなら人種、宗教、民族、特定の社会的集団の構成員であること、政治的意見のために国籍を恣意的に否認されることは、その者が難民として認定されるべきことを示しうるからである。

1954年の無国籍者の地位に関する条約は何を規定しているか？

1951年の難民条約に追加するものとして起草された無国籍者に関する議定書は、1954年にそれ自体でひとつの条約となった。**1954年条約は、無国籍者の地位の統制と改善を目的とする主たる国際条約である**。またこの条約は、無国籍者が差別なく基本的人権および自由を与えられることを保障しようとする。（附録1の1954年条約加盟国リストを参照。）

この条約の規定は、多くの側面において、1951年の難民条約とよく似ている。この条約への加入は、国の領域内で生まれ恒常的にそこに居住している者に国籍を与えることの代わりとはならない。無国籍者にいかに多くの権利が与えられたとしても、それは国籍の取得と同等ではない。

1954年条約は無国籍者について以下の厳密な法的定義を含む—「いずれの国家によってもその法律の実施において国民と認められない者」（これは「法律上の（de jure）」無国籍として知られるものである）。

国民とは誰か？ 無国籍者とは誰か？

法律の実施により国民と認められるということは、ある者が国内で施行されている国籍に関する法に規定される条件のもとで自動的に国民とみなされるか、または関連政府当局の決定により国籍を付与されていることを意味する。これらの法とは憲法、大統領令または国籍法などである。ほとんどの人は、ひとつの国の法—通常、生まれた国の法（生地主義 *jus soli*）または生まれたときに両親が国民であった国の法（血統主義 *jus sanguinis*）—の実施により国民と認められる。

行政手続きが国籍付与について裁量の余地を与えている場合、国籍の申請者は常に、申請が完了し認容されその国の国籍が法に則って付与されるまでは国民とはみなされない。国籍を申請しなければならない者で、法律により申請する資格があると認められた者であっても、申請が退けられるとその国の法の実施においては国民ではないことになる。

いかなる国の法律の実施においても自動的にまたは個別の決定を通して国籍を得ていない者は「法律上の」無国籍者とされる。関連する法律との関係で無国籍の者という意味である。

反対の証拠がない限り、人は国籍をもっているものと推定される。しかし時には、ある者が真正なきずなを有している国が複数ある場合に、いずれの国がその者に国籍を付与したのかについて合意ができないことがある。この場合、当該者は法律上の無国籍であることを示すことができず、しかしなお有効な国籍はなく国家の保護を受けないことになる。このような場合、この者は「事実上の (*de facto*)」無国籍者とされる。

条約の起草者たちは、法律上の無国籍者（いずれかの国の法律の実施により、自動的にまたは個別の決定を通して国籍を得ていない者）と事実上の無国籍者（自らの国籍を立証することができない者）を区別することが必要であると考えたが、両者の立場の類似性は認識していた。条約の最終文書 (Final Act) は、次のような拘束力のない勧告によって事実上の無国籍者の問題を扱っている。

「各締約国は、ある者が国籍を有する国の保護を拒否している理由が妥当であると認定する場合、その者に対して、この条約が無国籍者に付与する待遇を適用する可能性を好意的に考慮すること」

ある者が条約の恩恵を与えられるか否かの決定は、各締約国が確立した手続きに則って行われる。UNHCRは、各国事務所または本部におけるサービスを通して、依頼があればこれらの手続きの創設および実施方法についてア

ドバイスを提供する用意がある。(UNHCR事務所のリストについては附録4を参照。)

無国籍者は難民でもありうるか？

事実上の無国籍である者は1954年条約の無国籍者の定義に含まれていない。1954年条約の起草者は、有効な国籍のない者はすべて一つまり、事実上の無国籍者はすべて一難民であると推定していた。(条約の起草者たちは、人は国家による迫害のために国籍国から逃げだした結果事実上の無国籍になるものと考えており、また迫害は有効な市民権の欠如に関係していると考えていた。)これを前提とすると、事実上の無国籍者は1951年の難民の地位に関する条約の規定により国際的保護を受けることになる。

しかし、法律上または事実上無国籍であることは必ずしも迫害を意味しない(1951年の難民の地位に関する条約では「迫害を受ける十分に理由のある恐怖」が難民の定義の中心となっている)。これまでの経験から、恒常的に居住している国の国籍を得ていない事実上の無国籍者であっても、難民とも法律上の無国籍者ともみなされる資格のない者がいることが明らかになっている。実際、UNHCRから援助を必要とする無国籍者のほとんどは、法律上の無国籍か事実上の無国籍かにかかわらず、難民ではなく、庇護を受ける理由もない。

1961年の無国籍の削減に関する条約は何を規定しているか？

1950年8月、国連経済社会理事会 (ECOSOC) は、国際法委員会 (ILC) に無国籍の根絶のための国際条約を起草するよう要請する決議を採択した。ILCは、検討のために法律の抵触から生じる無国籍の問題を扱ったふたつの条約を起草した。将来の無国籍の「根絶」に関するひとつの条約草案は、将来の無国籍の「削減」に焦点をあてたふたつめの条約草案よりもよりふみ込んだ規定を含むものであった。この問題を検討するために召集された会議の参加者らは、ひとつめの条約草案は過激すぎると判断し「将来の無国籍の削減に関する条約」草案をもとに検討を続けることにした。このプロセスから最終的に生まれたものが「無国籍の削減に関する1961年条約」である。(1961年条約の加盟国一覧については附録2を参照。)

1961年条約の条文は出生時に無国籍となることを回避しようとするが、特定の場合に国籍を取り消す可能性を禁じるものではなく、現在無国籍である者すべてに遡及的に国籍を与えるものでもない。また本条約は、この条約の規定から利益を受けうる者が、その請求の審査および請求を適切な機関に提出する場合の援助を申請しうる組織の設立について定めている。国連総会は後に、UNHCRにこの役割を担うよう要請した。

個人がある国の国籍を否認された場合、その者はその国の政府当局に国籍の確認を求める請求をするために必要な資金も専門性もないであろうから国際的援助が必要となると、ILCと政府代表らは考えたのである。他の国家が当該個人のために請求を行うことはできないため、これを任務とする独立の国際機関の設立がきわめて重要であると考えられた。国際機関が代理人となることで、個人は国際法の対象となるか否かという問題を回避することもできる。さらに、この問題への取り組みに専念する組織があれば専門性が養われることになり、それは関係する者に助言を与えるためのみならず、有効な国籍の取得方法や無国籍の削減一般について提案を行うことにも役立つことになろう。

1961年条約は締約国に対して無国籍を減らすために国籍の取得または喪失に関する規定の基準を反映した国籍法を採択することを要求する。締約国間で本条約の解釈または適用に関する紛争が生じ、他の方法によって解決することができないときは、紛争当事国のうちいずれかの国の要請により国際司法裁判所の判断に付すことができる。

本条約の最終文書には、1954年条約の最終文書と同様、締約国が本条約の規定を可能な限り事実上の無国籍者に対しても適用するよう奨励する勧告が含まれている。

「ある日、私は国境と国境の間に立っていて、どちらの国にも入ることができませんでした。それは私の人生で最も忘れがたい経験でした。自分がいたことのある国にも入れず、また、自分が生まれ育ち暮らした国にも入れなかったのです。私は一体どこに属しているのだろうか？ そのとき空港で感じたあの強烈な喪失感を、いまだに忘れることができません。」

チェン、元無国籍者

人権法は国籍をもつ権利をどのように保障しているか？

国籍をもつ権利は他の様々な国際法規も取り扱っている。1957年の「既婚女性の国籍に関する条約」は世界人権宣言に同調して、国籍をもつ権利と国籍を奪われない権利を規定する。また「性による差別なく、すべての者の基本的自由と人権を普遍的に遵守および尊重すること」の促進を求める。この条約の最初の3条は、妻の国籍に関する特別の規定を含む。

第1条は「国民と外国人との間の婚姻と離婚のいずれも、また婚姻中の夫の国籍変更も、妻の国籍に自動的に影響を与えることはない。」と規定する。

第2条は「国民による自主的な他国の国籍取得も国籍国の国籍放棄も、当該

国民の妻による国籍の保持を妨げるものではない。」と規定する。

第3条は二部に分かれており「(締約国の) 国民の外国籍の妻は、妻の要請により、特に有利な帰化手続きをもって夫の国籍を取得することができる」こととともに「かかる国籍の付与は国家の安全保障または公共政策のために制限されうる」ことを定める。さらにこの条文は、締約国は「国民の外国籍の妻が、妻の要請により権利として夫の国籍を取得することを認める法律や司法的な慣習に影響を与えるものとして」本条約を解釈してはならないと定める。

1965年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」は、特に国籍についての権利を含むいくつかの基本的な人権の享有にあたり「人種、皮膚の色、民族的または種族的出身による差別なく、すべての者の法のもとにおける平等の権利を保障すること」を締約国に義務付ける（第5条）。

1966年の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第24条は次のように定める。

「すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的もしくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要なとされる保護の措置であって家族、社会及び国による措置についての権利を有する。」

「すべての児童は、出生の後直ちに登録され、かつ、氏名を有する。」

「すべての児童は、国籍を取得する権利を有する。」

また、同規約第26条は「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生または他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」と述べる。

1979年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」第9条は次のように規定する。

「締約国は、国籍の取得、変更および保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。」

「締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。」

ほぼすべての国によって批准されている1989年の「児童の権利に関する

条約」には、国籍に関するふたつの重要な条文が含まれている。

第2条は「締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母もしくはは法的保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的もしくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。」と定める。

第7条は「児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。」と定める。本条はさらに「締約国は、特に児童が無国籍になる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、(これらの) 権利の実現を確保する。」と定める。

「私は1971年からキャンプで暮らしています。近いうちに子どもたちと一緒にキャンプの外で暮らせることを願っています。私もバングラデシュ国民が持っている権利を欲しいです。私たちには尊厳のある生活をする事ができません。子ども達はキャンプではきちんと育たないし、教育を受けられません。教育がなければみじめな仕事にしかつけないでしょう。」

ショイヨダ、バングラデシュ在住の無国籍者

国籍をもつ権利を扱う地域条約はあるか？

地域条約は国籍をもつ権利の法的基盤を強化する。米州人権条約（1969）第20条は次のように定める。

「すべての者は、国籍をもつ権利を有する。すべての者は、他のいかなる国籍をもつ権利がない場合には、その領域内で生まれた国の国籍をもつ権利を有する。何人も、その国籍を恣意的に奪われず、又は、国籍を変更する権利を奪われない。」

これらの原則は後に米州裁判所の判例によって確認されている。同裁判所は、国籍が付与される条件が国家の国内管轄権に属することを確認しつつ、次のように述べた。

「国籍の付与および確認は各国家が判断する問題であることは、伝統的に受け入れられている事実であるにもかかわらず、現代の動向では、国際法がこの分野において国家が享有してきた幅広い権限に一定の制限を課すものとなっており、今日においては国籍に関する問題を国家が規制する方法は専ら国家の管轄権のみに属するという事はできないことを示している。」（米州人権

裁判所、勧告的意見「コスタリカ憲法の帰化規定の修正」、32-34段落、5 HRLJ1984)

言い換えると、国家は、自国の国籍法の適用が無国籍を生じさせる場合には特に、その国籍法の国際的な影響を検討しなければならないのである。

1963年には、ヨーロッパ全域をカバーする「**多国籍の削減および多国籍の場合の兵役義務に関する条約**」が採択された。この条約は、複数の国籍をもつことは望ましくなく避けるべきであるという、当時の多くの西欧諸国に受け入れられていた考え方に基づいている。1963年条約の範囲は多国籍の問題に限定されていたため、他の関連する問題をカバーし国籍についての考え方や慣習の発展を反映するために1977年と1993年にふたつの議定書が追加された。たとえばこの条約の第2議定書は、移民二世や国際結婚の場合の妻や子どもに複数の国籍を取得することを認めている。

欧州評議会によって起草されたもうひとつの地域文書である1997年の「**国籍に関する欧州条約**」は、1930年のハグ条約が国籍法の抵触の問題を扱って以来の、国籍に関する国際法および国内法の発展すべてを整理統合する文書の作成が必要であるとの認識から生まれた。この条約は1963年条約を修正するものではなく、それと矛盾するものでもない。実際、1997年条約は国籍の異なる夫婦とその子どもに複数の国籍の取得を認めている。またこの条約は、国籍の取得、維持、喪失および回復の問題、手続き上の権利、国家承継の状況における国籍、兵役義務、無国籍の発生を防止するための協力の問題をもカバーしている。さらに、無国籍の発生を防止するための規定も多く含まれている。この条約は無国籍者の定義において、無国籍者の地位に関する1954年条約に言及している。つまり、国籍に関する欧州条約の規定が適用されるのは法律上の無国籍者のみである。

ヨーロッパにおける最近の国家承継の経験を通して、多くの人々が新たな国籍の取得前に元の国籍を失うために無国籍となる危険に晒されることが認識されるようになった。国家承継—これは国家間の領土の移転、複数の国家の統合、国家の崩壊、または領土の一部分離の結果として起こりうるのであるが—による無国籍を回避しようとする取り組みの一環として、欧州評議会は特にこの問題に焦点をあてる「**国家承継に関連する無国籍の回避に関する条約**」を採択した。2006年3月15日に採択されたこの条約は、国家承継の場面における国籍に関する特定のルールを含んでいる。この条約の22の条文は、被承継国および承継国の責任、証明に関する規則、出生時の無国籍の回避、無国籍者による国籍取得の簡易化などの問題に実際的な指針を提供するものである。

1999年、アフリカ統一機構（現在のアフリカ連合）は「**児童の権利及び**

福祉に関するアフリカ憲章」を採択した。この憲章は子どもの権利に関する条約をモデルにしたもので、差別の禁止や子どもの最善の利益を主として考慮することなど、同条約の主要な原則を同様に定めている。氏名と国籍を扱う憲章第6条は、次のことを定める。

- ・すべての子どもは、出生時から氏名をもつ権利を有する。
- ・すべての子どもは、出生後直ちに登録される。
- ・すべての子どもは、国籍を取得する権利を有する。
- ・憲章の締約国は、子どもが出生時に他のいかなる国の法律のもとでも国籍を付与されない場合には、その領域内で出生した国の国籍を取得するものとする原則を、自国の憲法法令が認めるよう確保することを約束する。

第2章

無国籍者の確認と保護

各国の国籍法や無国籍の削減に関する1961年条約や他の国際文書の適用を通じて、無国籍を削減しようとする試みにもかかわらず、世界中には国籍をもたない人々が数百万人いるとUNHCRは推計する。1954年の国連の**無国籍者の地位に関する条約**は、無国籍者とは誰かを確認し、無国籍者の法的身分取得を促進し、無国籍者が差別なしに基本的権利および自由を享有することを保障する。

「私たちは普通の仕事をもてないし移動することもできません。私たちはどこにも寄港できない船のようなものです。教育や医療へのアクセスも困難です。私は高校を卒業することも大学に行くこともできませんでした。私が医者に診てもらえるのは私立の病院だけで、政府の病院では診てもらえないのです。」

アブドゥラ、アラブ首長国連邦在住のビドゥーン（無国籍者）

無国籍者とは誰か？

1954年条約は無国籍者を「いずれの国家によってもその法律の実施において国民と認められない」者と定義する（第1条）。これは純粹に法的な定義である。国籍の質、国籍付与の方法、国籍へのアクセスについては言及されていない。この定義は単に法の実施に言及するにすぎないため、各国の国籍法が法により、または自動的に、誰がその国の国籍を有するかを定義づけることになる。

この定義によると「無国籍」と認定されるには消極的な事実、すなわち関連するいかなる国とも法的なきずなを持っていないことを立証しなければならない。

無国籍を立証するためには、国家はその者がこれまでに関係していた国（出生した国、以前に常居所を有していた国、妻や子どもの国籍国、両親や祖父母の国籍国など）の国籍法を確認し、これらの国の政府と協議し、必要に応じて証拠を求めるべきである。国家はまたすべての関連事実や情報の提供にあたり、本人の全面的な協力を要求すべきである。UNHCRは要請に応じ、国家間の協議を容易にし、様々な国の関連法令やその適用に関して技術的・専門的な情報を提供することができる。

責任ある政府当局が当該者は国民ではないと証明する文書類は、通常信頼できる無国籍の証拠となる。しかし、そのような証拠は常に入手できないこ

ともあろう。出身国や以前に常居所を有していた国の関連当局は、当該者が国民ではないと述べる証明文書の発行を拒否することであろうし、単に照会に応じないことであろう。政府当局によっては、いかなる者がその国と法的きずなをもたないかについて指摘することは自分たちの責任ではないと感じるであろう。国家はその国民に対して外交的保護を及ぼすのが通常であるから、ある者が国民であることの確認がある国が拒む場合には、その拒否そのものがひとつの証拠であると推定することが可能である。

個人が1954年条約の規定の適用から除外されることはありうるか？

1954年条約の前文は、無国籍の難民は1951年の難民の地位に関する条約の対象であり、よって1954年条約の対象ではないことを再確認している。

1954年条約の第1条は、無国籍者の定義に加えて、その定義の範疇に含まれる（すなわち無国籍である）にもかかわらず、特定の理由によりこの条約の適用から除外される者を定義している。たとえば、特定の法的スキームの恩恵を受けている、または国際援助を既に受けているために保護を必要としない、あるいは個別の犯罪行為に基づき国際的保護に値しないなどの場合である。これには以下の者が含まれる。

- ・「国際連合難民高等弁務官事務所以外の国連の機関の保護又は援助を現に受けている者。ただし援助が継続する間に限る」

この規定に現在関連する唯一の国連機関は「国連パレスチナ難民救済事業機関」(UNRWA)である。

- ・「居住国の権限ある機関により、その国の国籍を保持している場合と同等の権利および義務を有していると認められる者」

これは、無国籍者がある国家の国内で合法的な居住を確保し、1954年条約が提供する権利よりも多くの権利、特に当該国の国民が享有するのと同等の十分な経済的社会的権利を与えられており、退去強制や国外追放から守られている場合は、当該者が無国籍者であってもこの条約の規定を適用する必要がないことを意味する。

- ・「国際文書の規定する、平和に対する罪、戦争犯罪または人道に対する罪を犯した者、居住国への入国が許可される前に居住国の外で重大な犯罪（政治的犯罪を除く）を行った者、または国連の目的および原則に反する行為を行った者」

無国籍者はいつ無国籍でなくなるのか？

無国籍の状態は、無国籍者が有効な国籍を取得するときに終止する。

2003年12月にエチオピアで採択された国籍法および2004年11月にコンゴ民主共和国で採択された国籍法は、多数の人々が有効な国籍のないままになっていた二国の長期化した状況をついに終了させるのに、大きな役割を果たすであろう。エチオピアの国籍法は国内に居住する多くの人々にエチオピア国籍の再取得を可能にし、コンゴの新しい法律は多くの国民の身元を確定するのに資するものである。

無国籍者の認定手続きとは？

1954年条約は無国籍者について定義しているものの、誰が無国籍者かを確認するための手続きについては詳しく述べていない。したがって、各国が無国籍者の確認方法の指針となる法令を採択することは、各国およびこの条約が適用される個人の利益になることである。そのような法令は、決定者を指定するとともに、無国籍者と確認された場合の結果について明確にすべきである。

庇護者、難民、無国籍者を専門に扱う官庁や内務省など、政府内に無国籍の申し立てを審査し判断するための特定の機関を指定する法律を採択している国もある。無国籍の認定手続きを定める特別の法律をもたない国では、無国籍者か否かの認定を行うことを任務とする行政機関または司法機関を設けている場合もある。しかし、多くの国ではいまだに何も特別の手続きが定められていない。その場合、無国籍の問題は難民認定手続きのなかで浮上してくることが多い。この手続きに人道的保護や補完的な保護が含まれる場合は、無国籍者はその枠組みのなかで「処理」されうる。実際には、単に利用できる他の手続きがないために、無国籍者はやむをえず庇護制度を通じて申請を行わねばならないこともある。

国によっては、無国籍者の認定手続きは特にないが、個人が居住許可や渡航証明書の申請を行う際に、或いは庇護申請が退けられた後に他の理由で庇護国内に残るための申し立てを行う際に、無国籍の問題が提起される場合もある。

フランスでは、無国籍者の認定手続きは「フランス難民及び無国籍者保護局」(OFPRA)のなかで行われる。OFPRAは無国籍者に司法上および行政上の保護を与えることを任務としており、申請者は直接OFPRAに対して申請を提出しなければならない。

スペインでは、外国人法の規定により内務省が国王令の定める手続きによって無国籍の地位の認定を行うこととされている。申請者は警察署または庇護難民事務所(OAR)に申し込むことができる。調査段階が

終わると、OARはその評価と理由付けを内務省に送付することになる。

イタリアでは、1992年に採択された国籍法を修正する1993年施行令によって、無国籍の地位を認定する権限を内務省に与えている。

無国籍者を確認するための特別の手続きがなければ、未確認の無国籍ケースが何件あるのかを確定できず、したがって、この問題の正確な規模を確定することが不可能となる。

どのような証拠が要求されるのか？

一般的には「出身国」（出生国または以前に渡航証明書を発行した国）の大使館または領事館からの、国民ではないことを確認する書類を提供するのは申請者の責任である。前述のとおり、これは常に可能であるとは限らない。完全な書類が入手不可能な場合、関連する国籍法の検討結果や証人、その他の第三者による証言など、他の証拠を受け入れる国もある。情報の調査のためには、政府内の省庁間および省内の様々な部署間、さらには国家間の協力的アプローチが必要となろう。

現在のところ、国家間では無国籍者を確認するための統一されたアプローチはない。無国籍を立証するための基準は国によって異なりうるため、ある国では無国籍と認定された者が他の国では同様の認定を受けられないということもありうる。

2005年、UNHCRは「EU諸国における1954年条約の実施状況に関する報告書」を発行した。この報告書により、ほとんどのEU諸国がいまだ無国籍者の確認および認定のための特別な仕組みを設けておらず、一般的に庇護手続きがこの作業のために使われていることが明らかになった。その結果、EU内の無国籍の問題の規模を把握することは不可能である。しかし、報告書作成にあたりUNHCRは国家レベルにおける最良の事例を取り上げており、これらはEU諸国間での確認・認定手続きを統一し、既に1954条約を批准した国の指針となるのに役立つ。

ある者が無国籍か否かの決定は誰が行うべきか？

無国籍の認定に際しては、無国籍の分野を専門とし、申請およびそれを支える証拠を公平かつ客観的に吟味することができる適任の人員が任命されるべきである。そのような認定を行う責任を有する中央機関があれば、一貫性を欠く決定が行われる危険性が減り、出身国に関する情報の入手および配布にあたってより効果的であり、この仕事に集中することにより無国籍に関する諸問題についての専門性を養うこともできるであろう。無国籍の地位の

認定のためには、他国の法律、規則および慣行の収集および分析が必要である。中央機関がない場合であっても、政府内および他国における国籍法および無国籍の問題について知識のある者との協力は、認定者のためになるであろう。

どのように手続きへアクセスするのか？

1954年条約は、無国籍者の認定のための審査が行われる間、申請者に合法的な在留を許可することを国家に義務付けてはいない。しかし、個人がひとたび国家の領域内に入ったならば、その個人に国籍上の地位を認定することがその個人の窮状に対する解決策を見出す唯一の方法である可能性がある。もしもその個人が無国籍であると認定され、かつもしも常居所を有していた国への帰還の可能性がないかまたはそのような国がない場合には、当該国への入国許可およびなんらかの形の合法的な在留許可が唯一の解決策であることもあろう。

もし個人が無国籍の認定を受けるための申請を行っている場合、または政府当局がある個人が無国籍であるか否かを確定しようとしている場合には、その手続きの進行中、一時滞在許可を与えることがおそらく必要であろう。条約では、無国籍の認定申請の審査期間中、合法的な在留を許可しなければならないかについて何も述べられていない。特別の手続きを設けている国の慣行は様々である。

適正手続きの原則は、申請者に以下を含む一定の保障を与えることを要求する。

- ・申し立てに関して申請者も参加可能な個別の審査を受ける権利
- ・申し立てが客観的に扱われる権利
- ・手続きの長さに関する期間制限
- ・申し立て人が理解可能な言語による、手続きに関する情報へのアクセス
- ・法的助言および通訳人へのアクセス
- ・守秘およびデータ保護の権利
- ・決定および決定を裏付ける理由の交付
- ・その決定の合法性を争う可能性

無国籍の地位の申請者の一部のカテゴリー、特に同伴者のいない未成年者には特別のニーズがあり特定の手続き規定する必要がある。これらの規定には、行政手続きの間、同伴者のいない未成年者を補助または代理するための後見人の任命が含まれうる。

国家は合法的に在留していない無国籍者を拘禁することができるか？

無国籍者は通常、拘禁されるべきではない。無国籍者は多くの場合、国民

用の身分証明書やパスポートなど身分を証明できるものを持っていない。以前に居住していた国が分かっている場合でも、その国がその者の再入国をただちに認めるとは限らない。そのような場合、拘禁は回避されるべきであり、国際人権法と合致する国内法に明確に基づいている場合にのみ最終手段として許可されるべきである。拘禁に代わる手段が当該個人にとって効果的でないことを示唆する証拠がある場合を除き、まず初めに拘禁以外の手段が検討されるべきである。

合法的に在留していない無国籍者の拘禁は、他の可能な手段をすべて検討した後に行われるべきである。拘禁という例外的な決定を行うにあたり、拘禁が合理的であるか、そして達成しようとする目的に比例しているかを当局は確認すべきである。必要であると判断された場合でも、拘禁は最低限の期間、差別のない方法で実施されるべきである。要請があればUNHCRはこれらのケースに助言を行うことができる。

恣意的拘禁に関する作業部会

国連人権委員会は1985年以来、恣意的拘禁の増加の問題を扱ってきた。人権委員会は差別防止と少数者保護小委員会に対してこの問題について包括的に検討しこのような慣行を削減するための勧告を提出するよう要請した。また、1988年12月には国連総会によって「あらゆる形態の抑留又は拘禁の下にあるすべての人々を保護するための原則」（被拘禁者保護原則）が採択され、自由を奪われた者すべてが享有すべき保障について懸念が表明された。1990年には、前述の小委員会の報告にある勧告に基づき、人権委員会は恣意的拘禁に関する作業部会を設置した。この作業部会は後に、抑留および拘禁に適用される以下の原則を採択した。

原則1

庇護希望者または移民が国境において、または不法入国の場合には国家の領域内で、尋問のために留め置かれる場合には、少なくとも口頭で、かつ本人が理解できる言語で、本人に関して検討されている入国拒否または一時滞在不許可の判断の性質およびその理由に関する情報を与えなければならない。

原則2

すべての庇護希望者または移民は、拘禁されている間、電話、ファックスまたは電子メールを含め、外の世界と連絡をとり、弁護士、領事館代表および親族に連絡する可能性を有していなければならない。

原則3

拘禁中のすべての庇護希望者または移民は、司法その他の官憲の面前

に速やかに連れて行かれなければならない。

原則4

すべての庇護希望者または移民は、拘禁されたとき、その者の身元、拘禁理由および決定を下した権限ある当局、さらに拘禁の開始および終了日時を記した登録簿で、番号がつけられ製本されているかまたは同等の保証をとまなうものに署名しなければならない。

原則5

すべての庇護希望者または移民は、拘禁場所に入所するにあたり、内部規定ならびに該当する場合には適用されうる懲戒規則、外部との連絡を絶たれる可能性およびかかる措置にとまなう保障について告知されなければならない。

原則6

決定は、法律で定められた合法性の基準に基づき、十分な責任を有するしかるべき権限のある当局によって行われなければならない。

原則7

期間の上限は法律で定められるべきであり、拘禁はいかなる場合においても無期限または過度に長期であってはならない。

原則8

拘禁措置の告知は書面で、庇護希望者または移民に理解可能な言語で、理由を付して行われなければならない。かかる告知には、拘禁措置の合法性について速やかに判断し適切な場合には当該者の解放を命じる司法機関に対して庇護希望者または移民が救済を申し立てるための条件が記載されなければならない。

原則9

拘禁は、特にこの目的のためにある公の施設において行われなければならない。実際的な理由でそうでない場合には、庇護希望者または移民は、刑法に基づいて監禁されている者とは別の場所に置かれなければならない。

原則10

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、赤十字国際委員会（ICRC）および、適切な場合にはしかるべき権限のある非政府組織は、拘禁所へのアクセスを許可されなければならない。

無国籍者と認定された者の権利および義務とは何か？

特定の管轄権内における地位や在留の形態にかかわらず、すべての人に適用される基本的人権というものがある。これにはたとえば拷問の禁止や無差別の原則が含まれる。実際、1954年条約は、この条約の規定が「人種、宗教又は出身国による差別なしに」無国籍者に適用されることを確認している（第3条）。

すべての無国籍者は在留する国の法令を遵守する義務を負う（第2条）。この義務が守られることを前提に、条約の第7条（1）は無国籍者が受ける権利を有する基本的保護のレベルを定める。条約がより有利な待遇を明記している場合を除き「締約国は一般に外国人に対して与える待遇と同一の待遇を無国籍者に与える」と規定している。

1954年条約に列挙されている権利のほとんどに関して無国籍者は外国人に保障されるのと少なくとも同一の権利および利益へのアクセスを有すべきである。これは特に職業（第17、18、19条）、公教育（第22条）、住居（第21条）、および移動の自由（第26条）についていえる。他の特定の権利に関しては、締約国は合法的にその領域内に居住する無国籍者に対して自国民に与える待遇と同等の待遇を与えるよう奨励されている。これは宗教を实践する自由（第4条）、著作権及び工業所有権（第14条）、裁判を受ける権利（第16条）、公的扶助（第23条）、労働法制及び社会保障（第24条）についてあてはまる。

認定をうけた無国籍者には身分証明書および旅行証明書を取得する権利が与えられるか？

締約国はその領域内にいる無国籍者であって有効な旅行証明書を所持していない者に対して身分証明書を発給することが条約で規定されている。第28条は、締約国は、合法的にその領域内に滞在する無国籍者に対して国の安全または公の秩序のためのやむを得ない理由がある場合を除き、旅行証明書を発給するものと定める。

証明書の発給は国籍の付与、当該人の地位の変更を加えるものではなく、外交的保護を享受する権利を与えるものでもない。

第28条の後半は締約国に対して、合法的滞在者でない場合でもその領域内にいるすべての無国籍者に旅行証明書を発給するよう呼びかけるものである。締約国は、その領域内にいる無国籍者であって法律上の居住国から旅行証明書を得られない者に対して旅行証明書を発給することについて考慮することが要請される。多くの無国籍者は合法的な居住国がない可能性があることから、この規定は特に重要である。旅行証明書は無国籍者の身分証明の一助となるとともに、適切な国への入国を求めることを可能にする。

旅行証明書は、無国籍者が勉学、職業、医療、再定住のために他国に旅行するのを容易にするために特に重要である。条約の付属書に従って、各締約国は他の締約国により発給された旅行証明書の有効性を認めることに合意する。UNHCRはこれらの文書の発行について技術的な助言を提供することが可能である。

国家は無国籍と認定された者を追放することができるか？

条約の規定によると、国の安全または公の秩序を理由とする場合を除いて、合法的に領域内に滞在する無国籍者は追放されない。国の安全のためのやむを得ない理由がある場合を除き、追放は法の適正手続きの保障を受ける。したがって、無国籍者がいかなる非難に対しても応答し証拠を提出できるよう、そして弁護人による代理および不服の申し立てを可能にするよう、手続き保障が与えられるべきである。

条約の最終文書は、ノン・ルフルマンが一般に承認された原則であることを示している。迫害のおそれのある領域への送還を禁止するノン・ルフルマンの原則は、いくつかの国際条約の規定に明記されているかまたは解釈により導かれている。これには1951年の「難民の地位に関する条約」第33条、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」第3条、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第7条、およびいくつかの地域的人権条約が含まれる。

ルフルマンの禁止は国際法の原則として認められているため、起草者らは、法律上の無国籍者の地位を定める条約の規定のなかにこれを盛り込む必要はないと考えた。

追放の最終決定が行われた場合には、締約国は当該人に対して他の国への入国許可を求めるための妥当な期間の猶予を与えることが条約により要請される。

無国籍と認定された者にはどのような帰化手続きが利用可能であるべきか？

締約国は、無国籍者の社会への適応および帰化をできる限り容易なものとするのが要請される。（ここにいう「適応」という言葉は、当該人の特定のアイデンティティの喪失を意味するものではなく、当該国の経済的、社会的、文化的生活への統合を意味するものである。）締約国は特に、帰化の手数料および費用をできる限り軽減することを含め、帰化手続きが迅速に行われるようにするために尽力することが要求される。

東チモールがインドネシアからの独立を宣言した後、インドネシアに在住するすべての東チモール人は、インドネシア国籍を維持するかまた

は東チモール国籍を取得するかを選択を与えられた。東チモール国籍を取得した場合も、有効な在留許可をもつ外国人としてインドネシア国内に在留し続けることが可能とされた。

いくつかの国は国籍法において、帰化申請を行う難民および無国籍者について合法的な居住期間の条件を緩和する規定を設けている。

1997年の国籍に関する欧州条約はこの勧告をさらに発展させ、国内法において、合法的かつ常習的に領域内に居住する外国人の帰化を可能にするための規則を定めるよう要請している。また、この条約は帰化申請を行う権利を与えられるためのあらゆる居住条件を最長10年に制限する。そして各国に対して無国籍者および認定を受けた難民について迅速な帰化手続きの利用を検討するよう奨励している。

条約の最終文書はどこが重要なのか？

最終文書は各締約国に対してある者が国籍国の保護を拒否していた理由を妥当であると認めるときは、条約が無国籍者に付与する待遇をその者に与える可能性を好意的に考慮することを勧告する。この勧告は、厳密には国籍をまだ保有しているものの国籍と一般に関連するいかなる利益も享受しない、特に国籍国の保護を受けていない事実上の無国籍者のために加えられたものである。

無国籍者を保護するための最善の方法は何か？

無国籍者を保護するための最も有効な方法は、まず無国籍という状態を生み出すことを不可能にするような法律を作ることである（1961年の無国籍の削減に関する条約と、無国籍の削減または根絶のために国家がとることのできる関連措置についての詳細は第3章を参照）。

しかし、無国籍の問題が根絶されるまでの間は、無国籍と認定された人々を保護する必要がある。1954年の無国籍者の地位に関する条約への加入とその施行、そして施行のための法律の採択によって無国籍者の権利と義務の尊重が保障されるであろう。

前述の通り、1954年条約は個人の国籍に変更を加えるものではなく、難民でない無国籍者を領域内に受け入れることを国家に義務付けるものでもない。1954年条約の規定の適用は、国籍付与の代わりにはならない。国家は、国籍法および慣行を通して、自国内に居住する無国籍者の社会への適応および帰化をできる限り容易なものとするべきである。この解決策は庇護国への現地統合（local integration）と呼ばれるものである。

2005年、キルギスタンおよびトルクメニスタン政府は、タジキスタン出身の多くの無国籍難民の国籍取得を迅速化した。彼らが庇護国において生活の再建を始められるように。

いくつかの例外的ケースにおいては、無国籍者が居住国で法的地位を正常化することが可能でない場合もある。このような場合には他の国への**第三国定住 (resettlement)** が適切な解決策となりえよう。各国の第三国定住の受け入れ基準は通常、無国籍状態をカバーしていないが（第三国定住は難民に対してより頻繁に利用される）、近年、国連難民高等弁務官行動計画執行委員会（以下「UNHCR執行委員会」または「執行委員会」という。）は国家に対して無国籍者を含むよう受け入れ条件を拡大を呼びかけた。執行委員会は結論第95号（2003）において、

「各国に対し、無国籍の事案の解決方法についてUNHCRと協力するよう、そして、無国籍者の状況が現住国または以前の居住国において解決することができず不安定であり続ける場合には第三国定住の場を提供することを検討するよう奨励」した。

UNHCRは、無国籍者の庇護国への定着および第三国定住の双方に関して国家に対して助言および援助を提供することができる。

第3章

無国籍となる原因の除去

無国籍は様々な状況から生じうる。以下では、無国籍の主要な原因の一部、また、特に国籍法を見直す際これらの状況を避けるために国家がとりうる実務的措置について論じる。

技術的な原因

法の抵触

ある国の国籍法と別の国の国籍法が抵触する場合、いずれの国の国籍も保有しない者が生じるという問題が起こりうる（国籍の消極的抵触）。それぞれの法律が適切に起案されているとしても、ふたつの法律を同時に適用するときに問題が生じるのである。たとえば、ある個人がA国で生まれ、A国は血統主義（*jus sanguinis*）に基づいてのみ国籍を付与し、この個人の両親はB国の国民であるとする。一方、B国は生地主義（*jus soli*）に基づいてのみ国籍を付与するが、この者はA国で生まれている。この場合、この者は無国籍となる。

これらの問題を回避するために：

- ・1930年のハーグ条約にあるように、誰が国民であるかは各国が自国の法律に基づいて定めるものである。この法律は他国によっても認められ、国際条約、国際慣習、国籍に関して一般的に認められた法の原則と一致する必要がある。国籍に関する法の抵触を解決するためには、各国は様々な国籍法を収集かつアップデートし、それらが実際、どのように施行されているかを理解すべきである。
- ・1961年の無国籍の削減に関する条約は、そのままでは無国籍となる者に関して以下のように国籍が付与されなければならないと主張する。
 - －領域内で出生した者に対して法律の適用により出生時に。
 - －国内法の条件によっては、領域内で出生した者に対して法律の適用により一定の年齢に達したときに。
 - －領域内で出生した者に対して申請によって。（この申請には以下のような条件を付すことができる—申請期間、居住条件、所定の性質の犯罪歴がないこと、常に無国籍であったこと）。
 - －領域内で出生した嫡出子で母親がその国の国籍を保有する場合、出生時に。
 - －当該人が年齢または居住条件が理由で出生した締約国の国籍を取得することができない場合、血統によって（これには次のような条件を付すこ

とができる—申請期間、居住条件、常に無国籍であったこと)。

- 締約国の領域内で発見された捨て子に対して。
- 出生時に両親のいずれかの国籍が締約国のものである場合、国外で出生した者に対して法律の適用により、出生時に。
- 出生時に両親のいずれかの国籍が締約国のものである場合、国外で出生した者に対して国内法の規定により、申請によって（この申請には次の—または複数の条件を付することができる—申請期間、居住条件、国家安全保障に対する犯罪歴がないこと、常に無国籍であったこと）。

- ・多くの国は、国民を定め出生時の国籍付与の方法を定める国籍法のなかで、**生地主義と血統主義**を併用している。二重国籍を認めない国は、一定の年齢までに本人またはその両親がひとつの国籍を選択するオプションを有するよう保障すべきである。

国籍放棄に関する法の抵触

国によっては国内法において、別の国籍をまず取得するかまたは取得の保証を得ることなしに、自国の国籍を放棄することが許されている。これはしばしば無国籍状態を招く。この問題に関する法の抵触は、ある国が別の国の国籍を取得するまでは自国の国籍放棄を認めず、相手国は元の国籍を放棄してからでなければ国籍を付与しないという場合に生じうる。ときには、保有すると推定される他国の国籍を放棄することが居住国の国籍申請の条件とされるため、新しい国籍が付与されるまでの間、当該個人は無国籍となる。

この問題を回避するために

- ・1961年条約によると、国籍の喪失または放棄は、別の国籍を既に保有していることまたは取得が保証されていることを条件とすべきである。帰化した者で、手続きや期限の告知にかかわらず、一定期間国外に居住し、国籍を維持する意思表示を怠った者については例外となりうる。この場合の帰化した者とは、締約国に対する申請により国籍を取得した者で、締約国が申請を拒否しえた者である。国籍の喪失は、法に則っている場合、裁判所または他の独立機関による公正な審問を受ける権利など完全な手続き保障を伴う場合にのみ許される。
- ・国籍法には、別の国の国籍を取得するまで、または取得することを関連当局によって正式に書面によって保証されるまでは国民は自国籍を放棄することができない、と規定されるべきである。
- ・国によっては、当該個人が別の国籍を喪失するか取得しない場合には国籍の再取得を認める規定を設けている。
- ・二重または多重国籍を認めない国においては、他国籍の放棄や喪失が可能

でない場合、国籍の取得または維持の前提としての他国籍の放棄または喪失の要件は、かかる放棄または喪失が可能でない場合にはが免除されることを国籍法で保障しなければならない。たとえば難民は、国籍放棄のために出身国に帰還することや出身国の当局に接触することを期待されるべきでない。

良い例：ウクライナ

1944年、20万人以上のクリミアのタタール人が、ナチの占領軍に協力したと咎められ、クリミアからソビエト社会主義共和国連邦（USSR）の様々な地域に追放された。その大半はウズベク・ソビエト社会主義共和国に追放された。20年後、USSRのソビエト最高会議議長は、クリミアのタタール人に対する非難は根拠を欠き、タタール人はクリミア半島を含め、USSRの領域内のどこにでも居住できると宣言した。

しかし、クリミアに帰ることにしたタタール人は、登録、雇用、そして土地および住居の取得において困難に直面した。1987年、USSRの内閣はクリミアのタタール人の帰還を半島内陸部の8地域のみに限定する決議を採択し、より肥沃で発展した南海岸の故郷への帰還を妨げた。2年後、「強制退去の対象とされた人々」に対する様々な権利を否定するべくとられた措置をソビエト最高会議が「違法および犯罪」とであると宣言すると、クリミアへの帰還民が大量に押し寄せた。

1991年12月にUSSRが解体されると、領土の境界線および国籍を含め、国家承継に関する複雑な政治的および法的問題が急遽、浮上した。

クリミアの領土を含むことになったウクライナは、元ウクライナ・ソビエト社会主義共和国を承継した。ウクライナの最初の国籍法（1991年）によって、1991年8月24日の独立宣言時に元USSRの国民でありクリミアを含むウクライナ領土の永住者であった者は、出身、社会的地位、人種、民族、性別、教育、母国語、政治的意見、宗教に関係なく、自動的に（*ex lege*）ウクライナの国民となった。これらの者が自動的にウクライナ国籍を取得できないのは、別の国の国民でありウクライナ国民になることに異論がある場合だけであった。独立から国籍法の効力が発生するまでの3か月間にウクライナで住民登録をした者でさえも自動的にウクライナ国籍を与えられた。これらの規定によりクリミアのタタール人約15万人がウクライナ国籍を取得した。

1991年11月の国籍法の効力発生後にウクライナに帰還した推定10万8000人のクリミアのタタール人は、ウクライナ国籍取得に際

し、新たな問題に直面した。その国の国籍法の効力発生前に他国で永住者の地位を取り消した約2万8000人は、法律上の無国籍者（*de jure stateless*）となった。他方、前の居住国の国籍法の効力発生時にまだその国に登録されていた8万人は、その国の法律上の国民（*de jure citizens*）となった。その結果、彼らはウクライナ国籍を自動的に付与されなかった。個別の帰化手続きによりウクライナ国籍を取得する道は与えられたものの、ウクライナ国籍の取得を希望した帰還民のほとんどは、ウクライナでの5年間の居住、十分な収入、ウクライナ語の理解を含む帰化手続きの厳しい条件を満たすことができなかった。

UNHCR、欧州安全保障機構（OSCE）、欧州評議会は、ウクライナ政府に対してこれらの問題に対応するために国籍法の修正を奨励した。UNHCRはウクライナ旅券帰化局に対してトレーニングおよび技術的援助を提供し、国籍に関するメディアキャンペーンを行った。また、現地でのNGO（非政府組織）がUNHCRの監督の下、ウクライナ国籍の申請者のために法的助言を提供し、ウクライナ当局との法的手続きにおいて代理人となった。

無国籍を削減し究極的に防止するための努力として、ウクライナ議会はUNHCRと協議のうえ、初めの10年間で7回国籍法を修正した。1997年5月には、申請者に対する言語および収入要件が撤廃され、以前退去強制された者の子孫は、先祖がクリミア領土内出身であることを理由にウクライナ国籍の取得を認められることになった。これらの改善により、約2万8000人の法律上の無国籍者がようやくウクライナ国籍を取得することができた。

これらの修正は無国籍者の問題解決に大きく役立ったものの、憲法による二重国籍の禁止などウクライナの国籍取得に関する障害は依然として残されていた。たとえば、クリミアへの帰還前に既にウズベキスタンの法律上の国民となっていた帰還民は、ウクライナ国籍を取得する前に正式にウズベキスタン国籍を放棄しなければならなかった。しかし、ウズベキスタン国籍を放棄するには100ドルの支払いとキエフにあるウズベキスタン大使館の訪問を要し、しばしば一年以上かかる行政手続きを経る必要があった。

UNHCRとOSCEは二国間の交渉を仲介し、1998年には国籍変更の手続きを簡素化する二国間協定が採択された。ウズベキスタンは国籍放棄料を免除し、ウクライナ内務省の旅券事務所が各地で国籍放棄申請を受け付けウズベキスタン当局に送付することに同意した。UNHCRから表明された懸念に応じ、ウクライナ国籍の付与とウズベキスタン国籍

の放棄が同時に行われることを要求する行政政策が採択され、この過程で無国籍者が生じる可能性が回避された。この二国間協定が効力を有していた3年間で、ウズベキスタンからの帰還民約8万人がウクライナ国籍を取得した。ウクライナは後に、同様の二国間協定をベラルーシ（1999年）、カザフスタン（2000年）、タジキスタン（2001年）、キルギス共和国（2003年）と結んだ。

2001年1月、ウクライナ議会は無国籍防止へとさらに近づく新たな国籍法を採択した。2005年に改正されたこの法律は、ウクライナ国籍申請者が国籍取得後1年以内に外国籍を放棄することを可能にし、国籍放棄のためにかかる費用がウクライナ国内の1カ月分の最低賃金を上回る場合には国籍放棄という正規の要件を免除する規定を含むものである。

特に子どもに影響する法律と慣行

市民的および政治的権利に関する国際規約（自由権規約）と児童の権利条約に規定されているように、すべての子どもは、どこで出生したかにかわりなく、出生の後直ちに登録されるべきである。また、すべての子どもは国籍を取得する権利を有する。子どもの国籍は関係する国の法律によって決定されるが、すべての国は子どもがどこで誰のもとに生まれたかを明らかにすることを要求する。したがって、出生の証明すなわち認められた出生登録がないと、子どもの身元を証明し国籍を取得することはほぼ不可能である。

この問題を回避するために

- ・ 児童の権利条約第7条および自由権規約第24条に従い、国家は徹底した出生登録を保障するために地方の関係当局に対して必要な資源を提供すべきである。必要があれば国際社会からの、特にUNICEF（国連児童基金）を通じた援助を求めるべきである。
- ・ 出生登録時に国家は国籍に争いのあるケースを確認し、そのままでは無国籍になる場合にはその子どもに国籍を付与すべきである。1961年の無国籍の削減に関する条約への加入後は、同条約の関連規定を国内法に反映させるべきである。これらの規定は、1961年条約に加入していない場合でも国内法に反映されるべきである。
- ・ 国籍法には子どもが生まれた国の国籍を取得するための規定が含まれるべきである。これにより、出生時の子どもの国籍確認において誤りがあった場合に無国籍となるのを防ぐことができる。
- ・ 非嫡出子は、国内法に則り、可能な限り出生時に嫡出子と同じく国籍を取得できるようにすべきである。

たとえ母親の国籍国で出生し父親が無国籍の場合であっても、多くの国では女性が自分の子どもに国籍を承継させることが許されていない。このような場合、子どもは無国籍となってしまう。

この問題を回避するために

- ・1957年の婚姻女性の国籍に関する条約および1979年の女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）によると、女性は子の国籍に関して男性と同等の権利を有すべきである。これらの原則を適用することで、女性に対する差別と、父親が無国籍である場合に子どもが無国籍である状態を承継する可能性の両方を回避することができる。
- ・各国は、自国の国籍法に性別による差別禁止に関する規定を含めるべきである。

孤児および棄児は確認できる国籍がないことが多い。非嫡出子も国籍取得を阻まれることがある。

この問題を回避するために

- ・ある国の領域内で発見された捨て子はその国の国籍を付与されるべきである。この原則は国籍に関する国際法規および多くの国の国籍法に含まれている。
- ・子どもの国籍を確認するにあたっては、常に子どもの最善の利益が主として考慮されるべきである。

養子縁組において養子が養親の国籍を取得できない場合など、養子縁組の慣行が無国籍者を生み出す場合もある。

この問題を回避するために

- ・国家は、国際法に則って国外で行われた養子縁組が国内法によっても認められることを保証する規定を法律に定めるべきである。1967年の児童の養子縁組に関する欧州条約は、締約国に対して自国民の養子への国籍付与を容易にすることを奨励している。

行政慣行

国籍の取得、回復、喪失に関しては、多くの事務上および手続き上の問題がある。国籍を取得する資格がある場合でも一実際に国籍の申請を行うことができた場合でさえも一過度の事務上の料金が発生したり期限の要求を満たせなかったり、必要書類を前国籍国が保持しているために書類の提出ができなかったりすれば国籍を取得することができない。

この問題を回避するために

- ・ 国籍の取得、保持、喪失、回復、確認に関する申請は妥当な期間内に処理されるべきである。
- ・ 国家は一般に国籍に関するすべての決定の書面による記録を保管することが求められるものの、国家承継の状況における常居者および合法的な在留者に関する場合を含め、国籍の自動的な（*ex lege*）取得または喪失の登録には宣誓供述書を要求すべきでない。
- ・ 国籍の取得、保持、喪失、回復、確認のための料金および関連する行政上および司法上の再審査のための料金は、妥当なものであるべきである。

特に女性に影響する法律と慣行

女性が外国人と婚姻すると自動的に女性の国籍上の地位が変更される国もある。そうした国では夫に国籍が無いまたは夫の国籍を自動的に取得しない場合、女性は無国籍となる。また、女性が夫の国籍を取得した場合、その後婚姻が解消され、婚姻を通して取得した国籍を喪失しても元の国籍が自動的に回復されない場合にも無国籍となる。

この問題を回避するために

- ・ 1957年の婚姻女性の国籍に関する条約および1979年の女子差別撤廃条約は、国籍の取得、変更、保持に関して女性に男性と同等の権利を与える。これらの条約に含まれる原則に従い、夫の国籍によって自動的に妻の国籍が変更されたり、妻が無国籍なったり夫の国籍取得を強制されたりすべきではない。
- ・ 女性が男性と同等の権利を持たず婚姻時に国籍を自動的に喪失するか元の国籍を放棄しなければならない国では、婚姻が解消された場合に女性が簡単な宣言により元の国籍を自動的に再取得できるようにする規定を国籍法に定めるべきである。

国籍の自動的喪失

国を離れた者や国外に暮らす者の国籍を自動的に取り消す国もある。国籍の取り消しは出国後、数カ月で起こりうるが、自国の当局に定期的に登録しなければ国籍を失う危険があることを当該者に通知していないという不完全な行政慣行が関連していることが多い。当該者が国内で出生した者または血統により国籍を取得した者ではなく帰化した者である場合は、国籍が取り消されないように保証するには定期的な登録をしても十分でないことがある。多くの場合、これらの慣行の直接の結果として無国籍者が生じる。

この問題を回避するために

- ・1961年の無国籍の削減に関する条約の第7条（3）は、人は出国、外国での居住、登録の失敗または同様の理由に基づいて自らの国籍を失い無国籍になることはないと規定する。この条約は、帰化した国民で継続して7年以上国外に居住する者についてはこの原則の例外としている。これらの者は適切な機関に対して国籍を維持する意思を表明しなければならない。したがって、締約国は国内および国外において、領事機関を通じてこの方針を帰化した国民に対して十分に告知すべきである。
- ・国籍に関する欧州条約のようなより新しい条約は、当該者が無国籍となる場合には、恒常的に外国に居住していることを理由に国家が国籍をなく奪することを許さない。

国家承継に関連する原因

領土または主権の移転

特定の国際条約や国際原則によって部分的にしか扱われていないものの、領土または主権の移譲は長年、無国籍の原因となってきた。旧植民地が宗主国から独立を勝ち取るときや、国家が解体され新たな国家により承継される時、または崩壊した国家が再建される時のように、国家の領土または主権に重大な変更が生じる時には、法律および慣行も必然的に改められる。これらの出来事はいずれも、新たな国籍法や行政命令、および/または新たな行政手続きの採択を導きうる。このような状況のなかで新たな法令や行政手続きに基づき国籍を取得しそこねた場合や、以前から適用されている法律や慣行の解釈変更のために国籍を否認される場合、無国籍者が生じうる。

これらの問題を回避するために

- ・1961年の無国籍の削減に関する条約第10条は、締約国は領土の移譲の結果、無国籍が生じることのないよう保障すべきであると規定する。国家は、かかる移譲の結果、無国籍が生じないことを保障する規定を含む二国間協定や多国間協定を結ぶべきである。協定が結ばれていない場合には、関係する国がそのままでは無国籍となる者に国籍を付与すべきである。
- ・慣行によると、人口は一般に領土と関連している。しかし、いくつかの国際条約、憲法規定、国内法では、複数の承継国家のなかから国籍を選ぶことが許されている。
- ・国家承継条約に、国家の解体または分離がどのように国籍に影響するかに関する規定を含めることもできる。

・国家承継に関連した国籍に関する国際法を法典化し発展させる必要に応じ、国連の国際法委員会（ILC）はこの件に関する条文の草案を準備した。これは2001年の国連総会決議55/153の付属書に含まれている。条文草案は次のように規定する。

- すべての関係国は、国家承継の日に被承継国の国籍を有していた者が国家承継の結果、無国籍とならないよう適切な措置をとるべきである。
- 常居地が国家承継の影響を受ける領域にある者は、国家承継の日に承継国の国籍を取得するものと推定する。
- 承継国は、そのままでは無国籍となる場合を除き、別の国の常居者であった者の意思に反して国籍を強制すべきではない。
- ふたつ以上の国籍を取得する資格のある者については、関係諸国は本人の意思を考慮すべきである。関係諸国はそれぞれ、自国と適切な関係を有する者がそのままでは無国籍となる場合には、その者に対して自国の国籍を選択する権利を与えるものとする。
- 関係諸国は、いかなる理由によっても国籍を保持または取得する権利または国籍を選択する権利を差別により否認してはならない。

・国籍に関する欧州条約および**国家承継に関連する無国籍の回避に関する条約**は、1961年条約の規定およびILCの条文草案に含まれる原則の多くを反映している。欧州条約は一章を国家承継と国籍にあて、4つの主要原則を掲げている。

- 個人と国家との間の真正かつ有効な連関
- 承継時における当該個人の常居所
- 当該個人の意思
- 当該個人の出身地

さらに、国籍に関する欧州条約は被承継国の国民ではないが承継国に主権が移譲される領域内に常居所を有していた者で、承継国の国籍を取得していない者は、承継国内に在留し国民と同一の経済的社会的権利を享受する権利を持つべきであると規定する。

・国家承継に関連する無国籍の回避に関する条約は、国家承継の際の国籍に関する特定の証拠のルールを策定した（第8条）。

「承継国は、国家承継の結果無国籍となる者又はなった者に関しては、国籍付与のために必要な通常の立証水準を満たすことが相当でない場合には、通常の立証水準を強要してはならない。

承継国は、国家承継時に領域内に常居所を有していた者で国家承継の結果無国籍となる又はなった者に対して国籍を付与する前に、別の国籍を取得して

いないことの証拠を要求してはならない。」

第8条の**第1段落**は、国籍取得の要件に見合うような通常の立証水準を満たすことが非常に困難または不可能である状況を検討する。たとえば住民登録簿の記録が破棄された場合など、自らの家系について完全な書面による証拠を提出することが不可能な場合もあろう。居住地が登録されていなかった場合には、居住地の証明書を提供することは不可能であろう。またこの規定は、証拠を提出することが可能である場合でも、たとえば証拠の提出が申請者の生命または健康を危険にさらすなど、証拠を要求することが相当でない状況をも想定している。証拠の提出を困難にする事情は国家承継に直接関連しているとは限らない。たとえば被承継国の体制の下で住民登録が破棄された場合や、人口の一部に重要な書類が交付されなかった場合など、国家承継の前または後に生じた事情があるであろう。これらのすべての場合において、証拠の蓋然性が高く、および／または、独立した証言があれば、承継国の国籍取得の要件を満たすには十分であるものとする。

第8条の**第2段落**は、被承継国が消滅した結果、その国の国籍を有していた者が自動的に国籍を喪失した場合に該当する。もしも新しい承継国が多重国籍の数を減らすかまたは許容しない場合、他の国籍を取得していないまたは無国籍であることの証拠を要求することがあろう。他の国籍を有していないまたは無国籍であることの証明は他の国家の協力を必要とするため、この要求を満たすことは不可能であることが多い。国家承継の結果、個人が無国籍となる危険がある場合、承継国は、その者に国籍を付与する前に他の国籍を有していないまたは無国籍であることの証拠を要求すべきでない。このルールは、無国籍の防止は国際社会の主要な懸案である一方、多重国籍を許容するか否かは各国家の決定事項であるとの支配的な見解に基づくものである。

これらの規定は、自国の領域内で多重国籍事例の数を削減しようとする国が他国と協力し国籍の取得および喪失について情報交換することを妨げるものではない。多重国籍は、1930年の国籍法の抵触についてのある種の問題に関するハーグ条約に含まれる、他の国籍を認めないことに関する規定および、他の国籍を自主的に取得すると自動的に国籍を喪失する可能性を規定する欧州条約の第7.1条を通して対応することができる。また、国家は該当する個人に対して、他の国籍を有しておらず将来も取得しない旨の宣誓書を作成するよう要求することができる。これにより、仮にこの者が虚偽の宣言を行っていたことが後に発覚した場合、国家がその国籍を無効にすることが可能になる。

良い例：チェコ共和国

1993年1月1日に旧チェコスロバキア国家が正式に消滅したとき、ふたつの承継国であるチェコ共和国とスロバク共和国はそれぞれ、自国の国民を定義するとともに国籍を取得するための手続きを定める国籍法を制定した。しかしながら、いずれの法律も1969年に起草されたチェコスロバキアの国籍法を基にしていたため、新たな現実に対応していなかった。

ふたつの新生国の国籍法によると、1954年より前に生まれた者—つまり、チェコスロバク社会主義共和国がふたつの共和国からなる連邦になったときに15歳以上であった者—は、国の領域内で生まれていればその国の国民であった（生地主義）。1954年より後に生まれた者は、生地主義（チェコとスロバク国籍双方の親から生まれた者は通常どこで生まれたかによって国籍を取得した）または両親が同一の国籍である場合には親の国籍（血統主義）によって国民とされた。その結果、生涯チェコ共和国内で暮らしてきた多くの人々にスロバク国籍が与えられ、スロバク共和国についても同様であった。チェコ共和国内に住む少数民族であるロマの多くは、スロバク領域内で生まれたか先祖がスロバク生まれであったため、このように法的に中途半端な状態に陥った。

新しいスロバク国籍法はチェコスロバキアの元国民すべてに無制限に国籍取得権を与えたが、新しいチェコ国籍法はチェコ国籍の取得に際し厳しい条件を設けた。チェコ国籍の取得には以下のことが要求された。

- ・連邦の解消前に最低2年間チェコ共和国領域内に継続して永住権を有しそれが登録されていること
- ・スロバク国籍を免除されていること
- ・過去5年間に国際犯罪の刑に処せられていないこと

1990年半ばには、チェコ政府とスロバク政府はそれぞれの法の抵触により生じた何千人もの無国籍者のケースの解決にあたり、UNHCRに援助を要請した。UNHCRは事実解明のための使節団を2度派遣し、国籍法について政府と協議を行った。

1996年、UNHCRはプラハをベースとする国籍助言センターの開設を助けた。このセンターは、チェコスロバキアの元国民で、チェコ共和国に長期かつ真正なつながりがあるにもかかわらず、無国籍である者に対して法律および社会福祉に関するカウンセリングを提供するものである。同センターは1年間で、里子に出されていた子ども900人弱、チェコの刑務所の服役者3500人以上、さらに国籍を確認できないか行使できずにいる者2000人以上を含め、約6000人を支援した。

UNHCRおよび欧州評議会による助言に従い、チェコ政府は国籍取得に関する制限を緩和し始めた。1996年4月にはチェコの議会が国籍法を修正し、スロバク国民または過去にスロバク国民であった者が継続的にチェコ共和国内に居住しており、かかる居住につき正式な証明を所持する者に関して無犯罪歴の要件を免除する裁量を内務大臣に与えた。

次に、1999年にチェコの議会はもうひとつの修正を可決した。これにより、チェコスロバキアの元国民でチェコ共和国となった領域内に永住していたが正式な居住許可証を持っていなかった者がチェコ共和国の国民となることが許された。修正によると、これらの人々は就労契約、住居契約、および/または証人によって居住を証明することが許された。同様に、無犯罪証明の提出は不要とされた。徐々に、UNHCR、NGO、チェコ当局による共通の努力を通して、連邦崩壊後チェコ共和国内に永住する元チェコスロバキア国民は、チェコ共和国の国籍に無制限にアクセスできるようになった。

差別または恣意的な国籍剥奪に関連した原因

差別

人種差別の禁止は、国籍の付与または否認に関する国家の裁量に対する主要な制約のひとつである。この原則は「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」をはじめ、多くの条約に反映されている。国連人種差別撤廃委員会は、2004年10月1日の非国民に対する差別に関する一般的勧告のなかで「人種、皮膚の色、家系、国民的または民族的出身に基づく国籍の否認は、国籍をもつ権利を差別なしに享有できるよう保障するという締約国の義務の違反である」と述べた。

しかしながら、時に、国籍を付与されるに十分であろう程の強いつながりがある国との間に有しているにもかかわらず、その国の国籍を取得できないことがある。人種、皮膚の色、民族、宗教、性、政治的意見または他の要素による差別は、法律の制定または執行の際に明白にあらわされることもあれば意図なくして組み込まれることもある。法律が差別的な文言を含む場合や法律の適用が結果的に差別となる場合、その法律は差別的であると言われる。

この問題を回避するために

- ・ 国籍に関する差別禁止の原則が憲法および国籍に関する法律に掲げられることを保障し、行政および司法上の決定を通してこの原則が適用されることを保障する。
- ・ 国家は、自国内においておよび他国と協力して、すべての子どもが出生時

に国籍を有することを保障するためにあらゆる適切な措置をとることが要求される。したがって、婚姻している両親のもとに生まれた子ども、婚姻外で生まれた子ども、無国籍の両親のもとに生まれた子どものすべてが国際法の下では平等に国籍をもつ権利を有する。

- ・1957年の婚姻女性の国籍に関する条約および1979年の女子差別撤廃条約は国籍の取得、変更、維持に関して女性に男性と同等の権利を与える。これらの条約に含まれる原則に従って、夫の国籍に関する地位により妻の国籍を自動的に変更したり、無国籍にしたり、または夫の国籍の取得を義務付けたりすべきではない。

国籍の剥奪および否認

世界人権宣言は、何人もその国籍を恣意的に奪われないと規定する。1961年条約および1997年の国籍に関する欧州条約は、国家が国籍の喪失の発端となる可能性を厳しく制限している。かかる国籍の喪失はいかなる場合も完全な手続き保障を伴うものでなければならず、無国籍者を生じさせるべきではない。

国籍の剥奪は、国家がある者の国籍を奪うときに起きる。そして、通常それは国が差別的な慣行に関与しているために起きる。通常は国籍剥奪後、当該者が追放されることになる。

この問題を回避するために

- ・何人に対しても、それが無国籍につながる場合は国籍剥奪が行われるべきでないというのが国際法の基本的原則である。
- ・1961年の無国籍の削減に関する条約は、この原則に以下の例外を設けている。
 - －虚偽の表示または詐欺によって国籍が取得された場合
 - －国外居住を経て国籍が失われる場合（前述を参照）
 - －他国への援助の明白な禁止に違反して、または国家の重大な国益を深刻に害する個人的行為により、忠誠義務と一致しない行為が行われた場合（条約署名時にこれらが法律に明記されていた場合に限る）
 - －他国に対する忠誠の誓いまたは正式な宣言を行った場合、または自国に対する忠誠を拒否した場合（条約署名時に法律に明記されている場合に限る）

1961年条約の締約国が個人の国籍を奪うことができるのは以上の理由による場合のみであり、かつ、それが条約の署名、批准または加入時に明示されており、法律に一致し、公正な審判を受ける権利などの十分な手続き保障を伴う場合に限られる。締約国は、人種、民族、宗教、政治的理由によっていかなる個人または集団の国籍をも奪ってはならない。

- ・さらに1997年の国籍に関する欧州条約は、結果として無国籍者を生じさせることになる場合に国家が国籍を剥奪する権限を制限する。この条約によると、このような国籍の剥奪は、詐欺または虚偽の表示により国籍が取得された場合にのみ正当化される。しかし、国籍を剥奪しても無国籍とならない場合には、国家は次の理由により国民の国籍を奪うことができる。

- 他の国籍の自主的取得
- 他国の軍隊での自主的な軍務
- 国の重大な国益を深刻に害する行為
- 恒常的に国外に居住する国民と国家との間の真正な連関の欠如
- 国内法に規定されている自動的な国籍取得のための前提条件の欠如（これは未成年者にのみ適用される）
- 養子が養親の一方または双方の外国籍を取得または保持していること

1961年の無国籍の削減に関する国連条約の重要規定

国籍付与について（第1、2、3、4条）

国籍は、出生または血統により国家と実効的なつながりを有する者で、そのままでは無国籍となる者に対して付与されなければならない。国籍は以下のように付与されなければならない。

- ・ 領域内で出生した者に対して法律の適用により出生時に。
- ・ 国内法の条件によっては、領域内で出生した者に対して法律の適用により一定の年齢に達したとき。
- ・ 領域内で出生した者に対して申請によって。（この申請には以下の一または複数の条件を付することができる—申請期間、居住条件、所定の性質の犯罪歴がないこと、常に無国籍であったこと）。
- ・ 領域内で出生した嫡出子に対して母親がその国の国籍を保有する場合、出生時に。
- ・ 当該者が年齢または居住条件のために出生した領域の締約国の国籍を取得することができない場合、血統によって（これには次のような条件を付することができる—申請期間、居住条件、常に無国籍であったこと）。
- ・ 締約国の領域内で発見された捨て子に対して。
- ・ 出生時に両親のいずれかの国籍が締約国のものである場合、国外で出生した者に対して法律の適用により、出生時に。
- ・ 出生時に両親のいずれかの国籍が締約国のものである場合、国外で出生した者に対して国内法の規定により、申請によって（この申請には次のような条件を付することができる—申請期間、居住条件、国家安全保障に対する犯罪歴がないこと、常に無国籍であったこと）。

国籍の喪失または放棄について（第5、6、7条）

国籍の喪失または放棄は、別の国籍を既に保有していることまたは取得が保証されていることを条件とすべきである。帰化した者で、手続きや期限の告知にかかわらず、一定期間国外に居住し、国籍を維持する意思表示を怠った者については例外となりうる。この場合の帰化した者とは、締約国に対する申請により国籍を取得した者で、締約国が申請を拒否しえた者である。国籍の喪失は、法に則り、裁判所または他の独立機関による公正な審問を受ける権利など、完全な手続き保障を伴う場合にのみ許される。

国籍の剥奪について（第8条および第9条）

何人も、以下の場合を除き、無国籍となる場合には国籍を奪われるべきでない。

- ・虚偽の表示または詐欺により国籍が取得された場合
- ・明白な禁止に違反して、または国家の重大な国益を深刻に害する個人的行為により、忠誠義務と一致しない行為が行われた場合
- ・他国に対する忠誠の誓いまたは正式な宣言を行った場合、または締約国への忠誠を拒否した場合
- ・締約国との実効的なつながりを失った帰化国民で、告知にもかかわらず、国籍を維持する意思を表明しない場合

締約国は、条約の署名、批准または加入時に特に明示した場合で、法律に則って、公正な審問を受ける権利などの十分な手続き保障を伴う場合に限り、以上の理由により国民の国籍を奪うことができる。締約国は、人種、民族、宗教、政治的理由によりいかなる個人または団体の国籍をも奪ってはならない。

領土の移譲について（第10条）

領土の移譲の結果として無国籍が生じないことが条約で保障されなければならない。なんら条約が署名されない場合、関係国は、領土の移譲または取得の結果無国籍となる者に対して自国の国籍を付与するものとする。

国際機関について（第11条）

本条約は、本条約の利益を請求する者が、その請求の審査およびその請求を適当な機関に提出する場合の援助を申請する組織を、国際連合の枠内で設立することを呼びかける。国連総会はUNHCRにこの責務を担うよう要請した。

紛争解決について（第14条）

本条約の解釈または適用に関する締約国間の紛争であって、他の方法によって解決することができないものは、紛争当事国のいずれかの要請により国際司法裁判所に提出されるものとする。

最終文書

最終文書は「事実上の」無国籍者による実効的な国籍の取得を可能にするために可能な限り彼らを「法律上の」無国籍者として扱うよう勧告する。

第4章

UNHCRの役割

UNHCRは1950年に活動を開始して以来、無国籍の問題および無国籍者と関わってきた。国連により、難民を保護し彼らの窮状を解決する手助けをすることを任務とされている。これまでUNHCRが支援してきた難民の多くは無国籍者でもあった。実際、過去数十年の間に、国家による保護の喪失または拒否と、国籍の喪失または否認との間の関連性が確立されている。また、実効的な国籍の保有および国籍に固有の権利を行使する能力は、人の非自主的および強制的な移動を防ぐのに役立つことが今日一般に理解されている。

UNHCRはどのようにして無国籍の問題と関わるようになったのか？

無国籍の削減および無国籍者への支援に関するUNHCRの役割は、組織の成長とともに拡大してきた。無国籍の分野におけるUNHCRの活動は、国際条約、国連総会決議、UNHCRの諮問機関である執行委員会（ExCom）の勧告によって委任されている。

1954年の無国籍者の地位に関する条約が適切に実施されるよう保障するために監督機関を創設する規定はない。しかし**無国籍の削減に関する1961年条約第11条**は「この条約の利益を請求する者が、その請求の審査およびその請求を適当な機関に提出する場合の援助を申請する組織」の創設を呼びかける。同条約が発効した1975年、国連総会はUNHCRにこの役割を担うよう要請した。UNHCRのこの責任は後に複数の決議によって更に詳述されることになる。

1995年、UNHCR執行委員会は無国籍の問題に関して包括的な一連の指針を採択した。これが無国籍の防止および削減ならびに無国籍者の保護に関する結論（結論第78号）である。（執行委員会は2009年8月31日の時点で78カ国の代表により構成されている。構成国は、難民問題の解決策の模索への関心を基準に、国連経済社会理事会によって選出される。）執行委員会の1995年の無国籍に関する結論は「UNHCRに対し、無国籍者のために行う活動を継続することを奨励し」、「UNHCRに対し、無国籍者の地位に関する1954年条約及び無国籍の削減に関する1961年条約への加入を積極的に促すよう要請する。」また執行委員会の結論は、UNHCRに対して「情報の普及ならびに職員および政府係官の研修により無国籍の防止および削減を促し、その他の関係組織との協力を拡充するよう」要請する。

1996年、**国連総会**は高等弁務官に対しても同様に、無国籍者のために行う活動を継続し、1954年条約および1961年条約への加入および施行を促すよう奨励する決議（A/RES/50/152）を採択した。この決議はさらに

UNHCRに対して「関心のある国家を対象に、国籍法の制定および実施に関して技術的および諮問的サービスを提供するよう」要請する。

同じ決議のなかで、国連総会は「国籍の取得、放棄、喪失に関する法を定める各国の権利を認識しつつ、各国に対して国際法の基本的原則に適合した国籍法を制定し、特に国籍の恣意的な剥奪を防止することにより、そして、事前に他の国籍を保持しまたは取得することなく国籍の放棄を許可する規定を削除することにより、無国籍を削減するよう呼びかける。」

2002年にUNHCR執行委員会により支持され（結論第92号 [LIII]）国連総会によって歓迎された「難民保護への課題」（Agenda for Protection）のなかで、無国籍は人の移動と難民発生の根本原因のひとつとして認識されている。「難民保護への課題」は、UNHCRが行った「難民の国際的保護に関する世界協議」（Global Consultations on International Protection）の最終的な成果であり、難民の国際的保護を強化するためのゴールと具体的な目的および活動を定めている。これは各国々、国際機関、NGO、難民による懸念および提言を幅広く反映しており、具体的な行動の指針となるものである。無国籍の問題への対処は、強制移動を回避し国籍をもつ権利の実現を保障するための方法として認識されている。

長年未解決のままの無国籍者の事案が受け入れがたいほど多数であることへの懸念から、2004年、執行委員会はUNHCRに対してこれらの状況への解決策を見出すために関連諸国と協力しより積極的な役割を果たすよう呼びかけた。また執行委員会は、UNHCRが各国に対して技術的および運営上の支援を提供し続けることの必要性を確認した。

さらに最近では、2005年の人権および国籍の恣意的剥奪に関する決議（E/CN.4/2005/L.58）のなかで、国連人権委員会はUNHCRに対してこの問題に関する情報収集とともに、報告書および現場での活動の双方において国籍剥奪の問題を継続して取り上げるよう奨励した。

UNHCRは無国籍の問題に取り組むために何を行っているか？

UNHCRは国籍法の立案および実施に関して、各国政府を支援するとともに政府関係者のトレーニングを行っている。2003年から2005年までの間、UNHCRは新たな国籍法の制定および古い法律の改正を助けるために40カ国以上の国々と協力した。人口の大部分が無国籍であるか国籍不明である国家においては、UNHCRは国籍法に関する憲法規定についてコメントを提供した。

また、UNHCRは国籍法が排除を招くことなく、無国籍を生じさせる規定を含まないことを保障するために各国の議会と協力する。（世界のUNHCR

事務所一覧については附録4を参照。)

「難民保護への課題」の計画通り、UNHCRは、無国籍の削減および無国籍者の保護のニーズを満たすために国連加盟国がとった措置について、初の地球規模の調査を行った。この調査により、世界のどの地域も無国籍と無縁ではなく、国際レベルおよび国内レベルの双方において、立法および政策上の深刻なギャップがまだ残っていることが判明した。UNHCRは74カ国からの回答の分析に基づき包括的な一連の勧告を作成した。

UNHCRは、長期間定住している無国籍者に対して国が国籍取得を許可するという市民権キャンペーンを支援してきた。

また、UNHCRは、個々の無国籍者や無国籍者の集団のための解決策を見出す努力の一環として関係諸国と協議することにより、無国籍者を直接支援する。UNHCRは、関係国が当該個人の法的地位を明確にするよう奨励し、当該者がそのままでは無国籍となる場合にはその国と個人または集団との間の正当な連関の認識を促進する。

国籍上の地位の問題が解決されるのを待つ間、無国籍者は居住国において最低限の権利を享有する権利を有する。UNHCRは無国籍者の最低限の権利および義務を既定する1954年の無国籍者の地位に関する条約の実施を呼びかけ、必要に応じかつ財源が許す限り、各国による無国籍者のための保護および援助計画の実施を支援する。

UNHCRとともに無国籍に関連する問題に取り組んでいる機関は？

UNHCRとともに無国籍に取り組んでいる主な国連機関は、人権高等弁務官事務所、国連児童基金（UNICEF）、国連女性開発基金（UNIFEM）である。無国籍が長期化した状況の解決にあたっては、UNHCRはときに国際労働機関（ILO）、国連開発計画（UNDP）、世界食糧計画（WFP）と協力し社会から取り残された団体が国民社会に定着または再定着するのを助けるために住居、教育または所得を生み出すプログラムを共同実施することもある。

上記の国連機関に加え、UNHCRは、規約人権委員会、児童の権利委員会、人種差別撤廃委員会、女子差別撤廃委員会など、国籍をもつ権利を保障する国連の関連条約機関と緊密に協力している。

UNHCRは、欧州安全保障機構、欧州評議会、米州機構、アフリカ連合、アラブ連盟、イスラム諸国会議機構などの地域機関と協力している。欧州評議会では、国籍に関する欧州条約や国家承継に関連する無国籍の回避に関する条約などの基準設定を行う文書を作成する国籍委員会に参加している。

NGOもまた、現場でUNHCRのプログラムを推進したりUNHCRの活動の発展を助けたりするなど、UNHCRと緊密に協力している。2007年にUNHCRは、国際NGOと629の契約を締結し、国内NGOとは467の契約を締結した。

UNHCRは、無国籍に関する国際法の基準について議員の認識を高め、無国籍を防止しうる勧告や良い例について注意を促すために列国議会同盟と緊密に協力している。IPUは各国議員に対して国籍を失った者に国籍を得る権利を保障し無国籍の削減を助ける国籍法を採択するよう奨励し、二重または多重国籍を扱う条約が意図なくして無国籍の状態を生みだすことがないように確保するのに貢献している。

良い例：スリランカ

世界的に有名なスリランカのお茶を生産する労働者の多くはインド出身である。正式には「最近渡来したインド出身タミル人」(Tamils of Recent Indian Origin) と呼ばれ、より一般には「高地タミル人」(Up-Country Tamils) として知られるこれらの労働者たちは、1815年から1948年までこの島国を支配していた英国政府によりインドから当時のセイロンに連れてこられた者たちの子孫である。スリランカが独立を得た1948年から1984年まで、様々なインド・スリランカ間の合意がこれらの労働者の法的地位を決定してきた。一部の高地タミル人は立法または二国間取極めにより、いずれかの国の国籍を付与された。しかし、多くは国籍がなく、よって基本的権利もなかった。スリランカまたはインド国籍を取得する手続きへのアクセスさえない者もいた。

1982年、インド政府はスリランカ政府に対して高地タミル人に関するこれまでの合意は実施期間が経過したため、これ以上拘束力を持たないとの見解を通告した。その結果、この日から、無国籍であった高地タミル人は国籍を取得することができなくなった。

労働組合であり政党であるセイロン労働者会議は、何年もの間、高地タミル人の権利のためにロビイング活動を行ってきた。それに応じ、スリランカ議会は「インド出身者に対する国籍付与法」を起草し、2003年10月に全会一致で可決した。この法律は、以下のインド出身者に自動的に国籍を付与するものである。

- 1964年10月30日以来スリランカの永住者である者、または
- 1964年10月30日以来スリランカの永住者である者の子孫でスリランカに居住する者

この法が採択されてから、スリランカ政府 (the Office of the

Commissioner General)、UNHCR、セイロン労働者会議は新法に関する情報を普及させた。タミル語、英語、シンハラ語のメディアが、新聞記事やラジオ、テレビを通じてこの法に関する情報および国籍の申請場所と方法に関する情報を流した。

法務大臣および出入国管理局監査官によって立案された行政手続きは簡単で簡潔、そして公正なものである。無国籍者のためにはふたつの異なる手続きが設定された。

- 事実上の無国籍者、通常は1982年のインドの宣言後に失効したインド旅券の所持者は、自主的にスリランカ国籍を取得する意思を表明することが要求された。この表明は通常世帯主によって行われる。次にこの意思を記載した文書は出入国管理当局による承認を要する。承認を受ければ世帯の全員に国籍が付与される。
- 法律上の無国籍者は宣言書を提出する必要はないが、特別の宣言書に署名することが奨励される。この書類が政府係官の承認を受ければ身分証明書の取得がより容易になる。

いずれの手続きも無料であり、申請期限もない。

2003年12月、UNHCRおよびセイロン労働者会議は、500人以上のボランティアのために一日ワークショップを開催した。ボランティアはその後、お茶のプランテーション地域一帯に散らばる50の移動センターで、無国籍者の国籍申請を支援した。ボランティアは、無国籍に関する基本的事実、1948年以降可決された様々な関連する法律、新法およびその資格条件についてトレーニングを受けた。

2003年12月の10日間、移動センターのスタッフは国籍申請の受付を行った。UNHCRはこのキャンペーンに資金を拠出し、申請が情報に基づき自発的に行われていることを保障するために手続きのモニタリングを行った。月末までに、約19万人の世帯主がスリランカ国籍を取得した。このうち約8万人は以前インドの旅券を所持していた者で、残り
は法律上の無国籍者であった。

2004年の7月と8月、第二の、より小規模なキャンペーンが国の北東部で実施された。2000人以上の無国籍者が申請し、国籍を取得した。この後も若干の高地タミル人が、地元の政府係官または首都コロomboの公安法律治安省の国籍課を通して国籍を申請し、取得している。

UNHCRの活動資金は誰が拠出しているか？

UNHCRは、活動資金のほぼすべてを任意拠出金に頼っている国連機関の

なかでは数少ない機関のひとつである。UNHCRの年度予算のうち約2パーセントは国連通常予算の分担金から来るが、残りは各国政府、個人、民間から任意に貢献されている。

2008年の終わりにUNHCRの援助対象者は3400万人以上おり、UNHCRのその年の予算は16億ドルであった。

2008年、UNHCRは資金の75パーセントを10カ国のドナー政府から受領した。同時に、主にヨーロッパ、オーストラリア、日本、アメリカの民間セクターから5000万ドルの寄付を受けた。NGOは一部の活動のためにUNHCRのための公のアピールを行うことでUNHCRの年度予算に貢献している。近年、社会の意識を高めるためのラジオ、テレビ、プレスその他のメディアを通じた努力の結果、民間セクターおよびNGOからの寄付は増加している。

第5章

議員はどのように貢献できるか

議員は、無国籍の発生を削減し、無国籍者が国際法に定められている権利を与えられ義務を履行するよう確保するのを助けうる特別の立場にある。そうするためには、国籍法を見直して国際的基準に合致するよう確保すること、無国籍に関する1954年および1961年条約への加入を支持すること、無国籍の削減または根絶および無国籍者の事案の解決を主張することなど、いくつかの方法がある。

無国籍に関する国内法を見直すにあたり、議員は何に注意すべきか？

- ・ 自国が当事国となっている関連国際条約または地域条約を見直す。国内法が言及する条約、協定、宣言を見直す—これは国内法の枠組みの解釈の助けとなる。
- ・ 多くの国では国籍に関する規定は複数の異なる法律文書に組み込まれているため、憲法、国籍法、行政命令、国の法律および法解釈に役立つすべての法源を見直す。
- ・ 国家承継の場合に採択された二国間および多国間条約を見直す。
- ・ 国内法の枠組みを見直すにあたっては、国が国籍の剥奪、放棄、喪失の結果として無国籍が生じるのを防止するための措置の採用およびその組織的な使用を保障しているか否かを確認する。
- ・ 国内法の枠組みを見直すにあたっては、次の確認事項への回答を試みる。

国籍の「取得」について

- ・ 特に父親が無国籍または不在の場合に、子どもは母親の国籍を取得できるか？
- ・ 出生登録のための行政手続きはどのようなものか？ 実際に利用されているか？
- ・ 領域内で生まれた子どもがそのままでは無国籍となる場合にその国の国籍を取得できるような国際法になっているか？
- ・ 差別禁止の原則は国籍のルールにも適用されるか？
- ・ 国の創立が国家承継の結果である場合、被承継国の国民に国籍を付与するか否かを決定するにあたり、当該者と国家との間の真正かつ実効的なきずな、国家承継時の当該者の常居所、当該者の意思、当該者の出身領域が考慮されているか？

国籍の「喪失」について

- ・ 婚姻上の地位またはその他の社会的地位の変更に關する規定は無国籍の回避を保障しているか？
- ・ 国籍はどのように失われるか？ 無国籍の防止は予見されているか？

- ・ 国籍の放棄は他の国籍の取得またはその保証を条件としているか？
- ・ 国籍を取得できる保証がまったくない場合に、外国での帰化申請は申請者の国籍上の地位を変更するか？
- ・ 国籍の剥奪が予見される場合、剥奪の理由は明確に定められているか？
手続き保障はあるか？

国籍の「回復」について

- ・ 領域内に合法的かつ常習的に居住している元国民の国籍の回復は容易にされているか？
- ・ 婚姻上の地位または他の地位の変更のために取得した国籍を失った者は以前に保持していた国籍を回復できるか？ その場合、国籍の回復は自動的になされるか、それとも当該者は無国籍となってから申請しなければならないか？
手続き保障はあるか？

「帰化」について

- ・ 外国人が帰化申請をする場合、前の国籍を正式に放棄したことの証明を要求されるか？ それとも、新たな国籍を取得した場合に前の国籍から解放される保証があれば十分か？
- ・ 帰化手続きおよび帰化の条件は明確に定められているか？
- ・ 手続きの長期化、過度の手数料、申請者が提出できない書類の要求、および／または無理な期限など、無国籍が生じうる行政上の慣行はあるか？

無国籍者の地位に関する1954年条約と無国籍の削減に関する1961年条約に国家はなぜ加入すべきか？

国家レベルにおいて、無国籍に関する1954年条約および1961年条約への加入は:

- ・ 人権保護および個人の尊重を増す
- ・ 個人と国家の間の真正かつ実効的な連関の認識を表明する
- ・ 無国籍状態の個人の安定感を増し法的アイデンティティを強化する
- ・ 個人に義務と権利の双方および国家保護へのアクセスを与える
- ・ 国の連帯および安定を強化する

国際レベルにおいて、無国籍に関する1954年条約および1961年条約への加入は:

- ・ 無国籍の削減および根絶に関して国際社会と協力する決意を表明する
- ・ 個人または集団の追放に対する国際的な禁止を強化する
- ・ 国際関係および安定を強化する
- ・ 人権および人道的基準へのコミットメントを表明する
- ・ 原因に取り組むことにより人の移動を未然に防止するのに役立つ
- ・ 国籍の取得および実効的な国籍の維持に関する国際法の発展に寄与する
- ・ 両条約に含まれる原則の遵守に関してUNHCRが国際的支持を集めるのに

資する

- ・国籍関連の紛争解決に役立つ

国家はどのようにして両条約に加入するのか？

国家は、国連事務総長に加入文書を寄託することにより、いつでも1954年条約または1961年条約またはその両方に加入することができる。加入文書は国家元首、政府の長または外務大臣が署名し、ニューヨークの国連本部においてその国の代表を通して提出しなければならない。(加入文書例については附録3を参照。)

国家は両条約に留保を付すことができるか？

批准または加入の時に個々の国家に特定の条件が適用しうることを認識し、両条約は、当初の締約国により条約の根幹をなすものとみなされた規定を除き、いくつかの規定に留保を付すことを許容する。

無国籍者の地位に関する1954年条約：第1条（定義・除外条項）、第3条（差別禁止）、第4条（宗教の自由）、第16条（1）（裁判を受ける権利）、第33条から第42条（最終条項）を除き、留保が許される。

無国籍の削減に関する1961年条約：第11条（機関）、第14条（国際司法裁判所への紛争の付託）、または第15条（締約国に責任がある領域）に関してのみ留保が許される。

それぞれの条約に関して許される留保の数は制限されている。

両条約が効果的に実施されることを議員はどのように確保するか？

両条約の規定を効果的に実施できるように国内法を採択または修正しなければならない。UNHCRは、各国に特有の法的伝統および資源が国際的義務に適応できるよう確保するのを助けるために国家に対して専門的助言を提供することができる。

議員は自国政府が両条約に加入するのを奨励するためにどのような実際的措置をとることができるか？

- ・自国が両条約の双方またはいずれかの締約国であるかを確認する。
- ・自国が両条約に未加入である場合、政府に対して口頭または書面による質問を提出する、または議員立法を採択することを検討する。
- ・相当期間内に条約の批准または加入の要請が議会に提出された場合には、必要な情報を確認後、加入に賛成票を投じる。
- ・相当期間内に政府がこの件を議会に提出しない場合には、議会の議事手続きを利用して政府にその理由を問い、遅滞なく批准または加入手続きを始めることを促す。

- ・仮に政府が両条約の双方または一方に署名したが批准手続きを遅らせている場合には、議会の議事手続きを利用して政府に遅滞の理由を問い、手続きの迅速化を促す。この件に関して法案を提出し立法上のイニシアチブをとる権利を行使する。
- ・政府が批准または加入に反対する場合には、その詳細な理由の解明を試みる。必要であれば、疑問や誤解を解くのを助け、手続きの迅速化のために政治的なネットワークを駆使する。有権者とともに批准または加入促進の呼びかけを行う。
- ・他国の分割または崩壊によって生まれた国家の議員である場合、旧国家が加入していた条約は新国家を自動的に拘束しない。新国家は旧国家の条約上の義務を引き継ぐこともできれば、新国家として条約に新たに加入することもでき、或いは旧国家が締結した条約には拘束されないとの意思を表明することもできる。
- ・条約が批准され発効した後は、条約の規定に一致する国内法を議会が採択するようにする。議会の手続きを利用し、相当期間内に政府が法律案または既存の法律の修正案を議会に提出することを確保する。
- ・仮に政府が議会に対して条約の目的を制限するような留保、反対意見または解釈宣言を付して批准要請を提出し、そのような制限が根拠を欠くものであることが確認された場合には、会派の利益やその場の利益ではなく一般の利益を促進する。
- ・仮に政府による条約の範囲を制限する留保、反対意見、または解釈宣言がもはや妥当でない場合には、議会の手続きを利用して政府の意図を問い、制限を撤廃することを目的として行動をおこす。
- ・条約への加入および/または条約に含まれる原則に一致した国内法の起草について助言および支援が必要な場合には、自国内のまたは自国を担当するUNHCR事務所に連絡する。(UNHCR事務所一覧は附録4を参照。)

議員はどのようにして無国籍の問題への関心を高められるか？

国の法律を作成する責任をもつ者として、議員は無国籍の削減または根絶を呼びかけ、無国籍者の権利が守られるよう確保するのに絶好の立場にある。議員は自国政府が国際基準に合致する法律を採択するよう促すだけでなく、有権者の支持をも得る必要がある。市民社会が無国籍に関する問題を理解しない限り、これらの問題を解決しようとする議員の努力を支持することはないだろう。

議員は、無国籍に関する演説や健全な国籍法の重要性に関する演説を行ったり、無国籍の根絶に関する新聞記事を書いたり、無国籍者を支援するNGOやその他の市民社会のアクターと協力し、該当する場合には無国籍の個別ケースの迅速な解決を呼びかけたりすることにより、有権者の間で無国籍に関する関心を高めることができる。

議員は、少数者やその他の集団が国家を構成する国民の一部となる権利を促進し、無国籍者を国民として受け入れられるようコミュニティー相互間の対話をはぐくむことにより、無国籍の状況を解決することができる。

議員はこの問題に関する国際協力を促すために何ができるか？

世界中の無国籍状況を削減するためには国際協力が不可欠である。議員は、自国政府が無国籍の削減または根絶のためのあらゆる国際的努力に十分に参加し、無国籍の個別ケースの解決のためのあらゆる努力に十分に協力するよう確保すべきである。

議員は、各国の国籍法を地域的に検討するために近隣諸国の議員を招聘することを検討することも可能である。各国の国籍法を調和させることは無国籍を削減するための良い方法である。

附録1

無国籍者の地位に関する1954年条約の締約国（50音順）

効力発生日：1960年6月6日

締約国数（2009年10月15日時点）：65

国名	署名	批准（r）， 加入（a）， 承継（s），
アイルランド		1962年12月17日 a
アゼルバイジャン		1996年 8月16日 a
アルジェリア		1964年 7月15日 a
アルゼンチン		1972年 6月 1日 a
アンティグア・バーブーダ		1988年10月25日 s
アルバニア		2003年 6月23日 a
アルメニア		1994年 5月18日 a
イスラエル	1954年10月 1日	1958年12月23日 r
イタリア	1954年10月20日	1962年12月 3日 r
ウガンダ		1965年 4月15日 a
ウルグアイ		2004年 4月 2日 a
英国	1954年 9月28日	1959年 4月16日 r
エクアドル	1954年 9月28日	1970年10月 2日 r
エルサルバドル		1954年 9月28日
オーストラリア		1973年12月13日 a
オーストリア		2008年 2月 8日 a
オランダ	1954年 9月28日	1962年 4月12日 r
韓国		1962年 8月22日 a
ギニア		1962年 3月21日 a
ギリシャ		1975年11月 4日 a
キリバス		1983年11月29日 s
グアテマラ	1954年 9月28日	2000年11月28日 a
クロアチア		1992年10月12日 s
コスタリカ	1954年 9月28日	1977年11月 2日 r
コロンビア		1954年12月30日
ザンビア		1974年11月 1日 s
ジンバブエ		1998年12月 1日 s
スイス	1954年 9月28日	1972年 7月 3日 r
スウェーデン	1954年 9月28日	1965年 4月 2日 r
スペイン		1997年 5月12日 a
スロバキア		2000年 4月 3日 a
スロベニア		1992年 7月 6日 s
スワジランド		1999年11月16日 a

セネガル		2005年 9月21日 a
セルビア		2001年 3月12日 s
セントビンセント・グレナディーン		1999年 4月27日 s
チャド		1999年 8月12日 a
チュニジア		1969年 7月29日 a
チェコ共和国		2004年 7月19日 a
デンマーク	1954年9月28日	1956年 1月17日 r
ドイツ	1954年9月28日	1976年10月26日 r
トリニダード・トバゴ		1966年 4月11日 s
ノルウェー	1954年9月28日	1956年11月19日 r
バチカン		1954年 9月28日
バルバドス		1972年 3月 6日 s
ハンガリー		2001年11月21日 a
フィジー		1972年 6月12日 s
フィリピン		1955年 6月22日
フィンランド		1968年10月10日 a
ブラジル	1954年9月28日	1996年 8月13日 r
フランス	1955年1月12日	1960年 3月 8日 r
ベリーズ		2006年 9月14日 a
ベルギー	1954年9月28日	1960年 5月27日 r
ボスニア・ヘルツェゴビナ		1993年 9月 1日 s
ボツワナ		1969年 2月25日 s
ボリビア		1983年10月 6日 a
ホンジュラス		1954年 9月28日
マケドニア		1994年 1月18日 s
マダガスカル*		[1962年2月20日 a]
マラウイ		2009年10月 7日 a
メキシコ		2000年 6月 7日 a
モンテネグロ		2006年10月23日 a
ラトビア		1999年11月 5日 a
リトアニア		2000年 2月 7日 a
リビア		1989年 5月16日 a
リヒテンシュタイン	1954年9月28日	2009年 9月25日 r
リベリア		1964年 9月11日 a
ルーマニア		2006年 1月27日 a
ルクセンブルク	1955年10月28日	1960年 6月27日 r
ルワンダ		2006年10月 4日 a
レソト		1974年11月 4日 s

* 1965年4月2日に事務総長が受理した通告により、マダガスカル政府は本条約を廃棄した。この廃棄は1966年4月2日に効力を生じた。

附録2

無国籍の削減に関する1961年条約の締約国 (50音順)

効力発生日：1975年12月13日

締約国数 (2009年10月15日時点)：37

国名	署名	批准 (r), 加入 (a), 承継 (s),
アイルランド		1973年 1月18日 a
アゼルバイジャン		1996年 8月16日 a
アルバニア		2003年 7月 9日 a
アルメニア		1994年 5月18日 a
イスラエル		1961年 8月30日
ウルグアイ	2001年 9月21日 a	2003年 6月23日 a
英国	1961年 8月30日	1966年 3月29日
オーストラリア		1973年12月13日 a
オーストリア		1972年 9月22日 a
オランダ	1961年 8月30日	1985年 5月13日 r
カナダ		1978年 7月17日 a
キリバス		1983年11月29日 s
グアテマラ		2001年 7月19日 a
コスタリカ		1977年11月 2日 a
スウェーデン		1969年 2月19日 a
スロバキア		2000年 4月 3日 a
スワジランド		1999年11月16日 a
セネガル		2005年 9月21日 a
チャド		1999年 8月12日 a
チュニジア		2000年 5月12日 a
チェコ共和国		2001年12月19日 a
デンマーク		1977年 7月11日 a
ドイツ		1977年 8月31日 a
ドミニカ共和国		1961年12月 5日
ニジェール		1985年 6月17日 a
ニュージーランド		2006年 9月20日 a
ノルウェー		1971年 8月11日 a
ハンガリー		2009年 5月12日 a
フィンランド		2008年 8月 7日 a
ブラジル		2007年10月25日 a
フランス		1962年 5月31日
ボスニア・ヘルツェゴビナ		1996年12月13日 a
ボリビア		1983年10月 6日 a

ラトビア	1992年 4月14日 a
リヒテンシュタイン	2009年 9月25日 a
リビア	1989年 5月16日 a
リベリア	2004年 9月22日 a
ルーマニア	2006年 1月27日 a
ルワンダ	2006年10月 4日 a
レソト	2004年 9月24日 a

附録3

無国籍者の地位に関する1954年条約への加入書例

無国籍者の地位に関する条約は1954年9月28日に国際連合総会において採択され、第35条に従い加入のために開放されており、

また、第35条第3セクションにおいて同条約への加入は国際連合事務総長への文書の寄託によるものと規定されているところ、

下記に署名した〔国家元首、政府の長または外務大臣の肩書〕は、20××年×月×日、××において、〔当該国家〕の同条約への加入をここに通知する。

〔国家の印章および該当する
場合は保管者の署名〕

〔元首、政府の長又は
外務大臣の署名〕

無国籍の削減に関する1961年条約への加入書例

無国籍の削減に関する条約は1961年8月30日に全権委員により採択され、第16条に従い加入のために開放されており、

第16条第3セクションにおいて同条約への加入は国際連合事務総長への文書の寄託によるものと規定されているところ、

下記に署名した〔国家元首、政府の長または外務大臣の肩書〕は、20××年×月×日、××において、〔当該国家〕の同条約への加入をここに通知する。

〔国家の印章および該当する
場合は保管者の署名〕

〔元首、政府の長又は
外務大臣の署名〕

附録4

UNHCR事務所一覧 (50音順)

アイルランド
IRELAND
UNHCR Representation in
Ireland
Suite 4
Merrion House
1/3 Lower Fitzwilliam Street
Dublin 2
Tel: +353 1 631 4510
Fax: +353 1 631 4616

アゼルバイジャン
AZERBAIJAN
UNHCR Representation
in Azerbaijan
3, Azer Aliyev Street
Baku
Tel: +99 412 92 1443
Fax: +99 412 98 11 34

アフガニスタン
AFGHANISTAN
UNHCR Representation
in Afghanistan
PO Box 3232
Kabul
or
41 Jadi Solh (Peace Avenue)
Kabul
Tel: +92 51 922 11 25
Fax: +92 51 282 05 11

アメリカ合衆国
**UNITED STATES
OF AMERICA**
UNHCR Regional
Representation for the
United States of America
and the Caribbean
1775 K Street, NW,
Suite 300
Washington DC 20006
Tel: +1 202 296 5191
Fax: +1 202 296 5660

アルジェリア
ALGERIA
UNHCR Representation

in Algeria
Boite Postal 444
Hydra
Alger
or
20 Rue Emile Payen
Hydra
Alger
Tel: +213 21 69 1212
Fax: +213 21 69 2374

アルゼンチン
ARGENTINA
UNHCR Regional
Representation for Southern
South America
Cerrito 836
10 Piso – 1010
Buenos Aires
Tel: +54 11 4815 7870
Fax: +54 11 4815 4352

アルバニア
ALBANIA
UNHCR Representation
in Albania
Rruga "Donika Kastrioti"
Tirana
Tel: +355 42 50 207
Fax: +355 42 28 492

アルメニア
ARMENIA
UNHCR Representation in
Armenia
14 Petros Adamyan Str.
Yerevan 375010
Tel: +37 41 56 47 71
Fax: +37 41 56 78 17

アンゴラ
ANGOLA
UNHCR Representation
in ANGOLA
C.P. 1342
Luanda
or
Rua Eduard Mondlaine/SN

Luanda
Tel: +244 2332 046
Fax: +244 2331 652

イエメン
YEMEN
UNHCR Representation
in the Republic of Yemen
PO Box 12093
Sana'a
or
Algeria Street, N° 38
Building N° 2
Sana'a
Tel: +967 1 469 771
Fax: +967 1 469 770

イギリス/英国
UNITED KINGDOM
UNHCR Representation
in United Kingdom
Stand Bridge House
138-142 Strand
London
WC2R 1HH
Tel: +44 20 7759 8090
Fax: +44 20 7759 8119

イスラエル
ISRAEL
UNHCR Honorary
Representation in Israel
PO Box 3489
Jerusalem
or
Shlomtzion Ha Malka 10
Jerusalem
Tel: +972 2 621 4109
Fax: +972 2 623 4392

イタリア
ITALY
UNHCR Regional
Representation in Italy
Via Caroncini 19
00197 Roma
Tel: +39 06 802121
Fax: +39 06 802123/24

イラク**IRAQ**

UNHCR Representation
in Iraq
PO Box 10141 Karrada
Baghdad
or

District Number 904
Hay Al-Wahda
Street Number 42
Building Number 52
Baghdad
Tel: +964 1 719 0670
Fax: +1 212 963 3009

イラン**IRAN (ISLAMIC
REPUBLIC OF)**

UNHCR Representation
in the Islamic Republic of Iran
N° 5, East Emdad Street,
Vanak sq.
North Shiraz Ave.
Tehran 19917
Tel: +98 21 8805 72 01
Fax: +98 21 8805 72 12

インド**INDIA**

UNHCR Office of the Chief
of Mission in India
PO Box 3135
14 Jor Bagh
New Delhi 110003
Tel: +91 11 2469 0730
Fax: +91 11 2462 0137

インドネシア**INDONESIA**

UNHCR Regional
Representation in Indonesia
PO Box 6602/JKPWK
Jakarta 10310
Menova Ravindo
Jl. Kebon Sirih Kav.75
Jakarta Pusat 10340
Tel: +62 21 391 28 88
Fax: +62 21 391 27 77

ウガンダ**UGANDA**

UNHCR Representation
in Uganda

PO Box 3813, Kampala
or
Plot 18 Prince Charles Drive
Kololo
Kampala
Tel: +256 41 231 231
Fax: +256 41 256 989

ウクライナ**UKRAINE**

UNHCR Regional
Representation in Ukraine
PO Box 122
Kyiv 01015
or
32A, Sichnevogo
Povstannya Str.
Kyiv 01015
Tel: +380 44 573 9424
Fax: +380 44 288 9850

ウズベキスタン**UZBEKISTAN**

UNHCR Representation
in Uzbekistan
14 Mahmood Torobi Str
700090 Tashkent
Tel: +998 71 120 68 93
Fax: +998 71 120 68 91

エクアドル**ECUADOR**

UNHCR Representation
in Ecuador
Avenida Amazonas 2889
y la Granja
Edificio Naciones Unidas
Piso 2
Quito
Tel: +593 2 2460 272
Fax: +593 2 2460 280

エジプト**EGYPT**

UNHCR Regional
Representation in the Arab
Republic of Egypt
PO Box 1844
Cairo
or
N° 8 el Fawakeh Street
Mohandessin, Giza
Cairo

Tel: +20 2 762 1570
Fax: +20 2 762 1576

エチオピア**ETHIOPIA**

UNHCR Representation
in Ethiopia
PO Box 1076
Addis Ababa
or
Bole Road, Wereda 1
Kebele 23
House N° 1255/01-02
Addis Ababa
Tel: +251 1 612 822
Fax: +251 1 611 666

エリトリア**ERITREA**

UNHCR Representation
in Eritrea
PO Box 1995, Asmara
or
House Number 108
Emperor Yohannes
Avenue Asmara
Tel: +291 1 12 61 21
Fax: +291 1 12 72 55

オーストラリア**AUSTRALIA**

UNHCR Regional
Representation for Australia,
New Zealand, Papua New
Guinea and the South
Pacific in Australia
15 Hunter Street
Yarralumla ACT 2600
Canberra
Tel: +61 2 6273 2733
Fax: +61 2 6273 6822

オーストリア**AUSTRIA**

UNHCR Representation in
Austria
Vienna International Centre
(Building J, 1st floor)
Wagramerstrasse 5
PO Box 550
1400 Vienna
Tel: +431 260604047
Fax: +43 1 2634115

ガーナ**GHANA**

UNHCR Representation
in Ghana
N° 25 Sir Arku Korsah Street
Roman Ridge
Airport Residential Area
Accra
Tel: +233 21776 108
Fax: +233 21 773158

カザフスタン**KAZAKHSTAN**

UNHCR Representation
in Kazakhstan
67 Tole bi
Almaty – 480091
Tel: +7 3272 791244
Fax: +7 3272 583982

カナダ**CANADA**

UNHCR Representation
in Canada
280 Albert Street, Suite 401
Ottawa
Ontario
K1P 5G8
Tel: +1 613 232 09 09
Fax: +1 613 230 18 55

ガボン**GABON**

UNHCR Regional
Representation in Gabon
BP 20472
Libreville
or
Quartier Sotega
Libreville
Tel: +241 77 8262
Fax: +241 77 8278

カメルーン**CAMEROON**

UNHCR Representation
in Cameroon
Boite Postale 7077
Yaounde
or
Quartier Nlongkak
Rue No 1032 Batiment no 46
Yaounde

Tel: +237 20 29 54
Fax: +237 21 35 91

韓国 (大韓民国)**KOREA (REPUBLIC OF)**

UNHCR Representation
in Republic of Korea
7F Kumsegi Bldg.
16, Euljiro 1 Ga
Joong-Ku
Seoul 100-191
Tel: +82 2 773 7011
Fax: +82 2 773 7014

ガンビア**GAMBIA**

UNHCR Office of the
Chief of Mission in Gambia
PO Box 4249
Bakau
or
6th Street East
61
Kotu Lauout
Bakau
Tel: +220 4 460 850
Fax: +220 4 464 169

カンボジア**CAMBODIA**

UNHCR Representation
in Cambodia
PO Box 539
House N° 2, Street N° 352
Beung Keng Kang
Phnom Penh
Tel: +855 23 216005
Fax: +855 23 216274

ギニア**GUINEA**

UNHCR Representation
in Guinea
B.P. 4158
Coleah Corniche-Sud
Conakry
Tel: +224 46 47 09
Fax: +224 46 58 08

キプロス**CYPRUS**

UNHCR Representation
in Cyprus

PO Box 1642
1590 Nicosia
or
South: C/O UNFICYP
Secretariat UNPA
Nicosia
Tel: +357 2 35 90 25
Fax: +357 2 35 90 37

ギリシャ**GREECE**

UNHCR Representation
in Greece
23 Taygetou Street
Palaios Psychiko
15452 Athens
Tel: +30 210 672 64 62
Fax: +30 210 672 64 17

キルギスタン**KYRGYZSTAN**

UNHCR Representation
in Kyrgyzstan
UN House (3rd floor)
160 Chui Avenue
Bishkek 720010
Tel: +996 312 611 264
Fax: +996 312 611 271

クウェート**KUWAIT**

UNHCR Liaison Office
in Kuwait
PO Box 28742
13148 Safat
Kuwait City
or
Khaitan Area
Block No 04
Al Walid Ebin Abdel Malek
Street No 206
Building No 90009
Kuwait City
Tel: +965 476 4982
Fax: +965 476 4257

グルジア**GEORGIA**

UNHCR Representation
in Georgia
2a Kazbegi Ave. – 4th floor
380060 Tbilissi
Tel: +995 32 779 612

Fax: +995 32 441 302

クロアチア

CROATIA

UNHCR Representation
in Croatia
3rd floor
24 Slovenska Ulica
10000 Zagreb
Tel: +385 1 3713 555
Fax: +385 1 3713 588
+385 1 3713 565

ケニア

KENYA

UNHCR Representation
in Kenya
PO Box 43801, Nairobi
or
Chiromo Road
(next to Caltex Station)
By Consulata church
Westlands
Nairobi
Tel: +254 20 444 2000
Fax: +254 20 423 2080

コートジボワール

COTE D'IVOIRE

UNHCR Representation
in Cote d'Ivoire
01 BP 7982
Abidjan 01
or
Angle Rue Des Jardins –
Boulevard
Latrille
Cocody, II Plateaux
Abidjan
Tel: +225 22 515 577
Fax: +225 22 515 588

コスタリカ

COSTA RICA

UNHCR Representation
in Costa Rica
Edificio Torre del Este – 5^o
Piso
Frente a la facultad
de Derecho de la UCR
Apartado Postal 12-
1009 - FECOSA
San Pedro

Tel: +506 225 0049

Fax: +506 224 4891

コロンビア

COLOMBIA

UNHCR Representation
in Colombia
Calle 114 No 9-01 Office 601
Edificio Teleport Torre A
Bogota
Tel: +571 658 06 00
Fax: +571 658 06 02

コンゴ共和国

CONGO (REPUBLIC OF)

UNCHR Representation
the Republic of CoNGO
BP 1093
Brazzaville
or
6, Rue 18 Mars 1977
Quartier Cathedrale
Brazzaville
Tel: +242 811 169
+242 815 763 (UNDP)
Fax: +242 815 912

コンゴ民主共和国

CONGO (DEMOCRATIC REPUBLIC OF)

UNHCR Regional
Representation for Central
Africa in Democratic
Republic of CoNGO
PO Box 7248
Kinshasa 1
or
6729 Avenue de l'OUA
Kinshasa
Tel: +243 81 880 1245
Fax: +243 81 301 0435

サウジアラビア

SAUDI ARABIA

UNHCR Regional
Representation for Saudi
Arabia
PO Box 94003
Riyadh 11693
or
Fazari Square
Pension Fund Commercial
Complex

Block C-13

Dipomatic Quarters

Riyadh

Tel: +966 1 482 8835

Fax: +966 1 482 8737

ザンビア

ZAMBIA

UNHCR Representation
in Zambia
P.O. Box 32542
10101 Lusaka
or
17C Leopards Hill Road
Kabungona
10101 Lusaka
Tel: +260 1 265 619
Fax: +260 1 265 914

シエラレオネ

SIERRA LEONE

UNHCR Representation
in Sierra Leone
PO Box 475, Freetown
or
29 Wilkinson Road
Freetown
Tel: +232 22 234 321
Fax: +232 22 234 347

ジブチ

DJIBOUTI

UNHCR Representation
in Djibouti
BP 1885
Djibouti
or
Rue Abdoukader Waberi,
Heron
Lot No TF 1148
Quartier Marabout
Djibouti
Tel: +253 35 22 00
Fax: +253 35 86 23

シリア・アラブ共和国

SYRIAN

ARAB REPUBLIC

UNHCR Representation
in Syria
PO Box 30891
Damascus
or

Al Malki
Mohamed Al Bazm
Street No 14
Al Nabelsi Building
Damascus
Tel: +963 11 373 5940
Fax: +963 11 373 6108

ジンバブエ
ZIMBABWE
UNHCR Office
of the Chief of Mission
in Zimbabwe
P.O. Box 4565
Harare
or
2nd Floor, Takura House
67-69 Union Avenue
Harare
Tel: +263 4 793 274
Fax: +263 4 708 528

スイス
SWITZERLAND
UNCHR Liaison Unit
for Switzerland and
Liechtenstein
Case Postale 2500
94 Rue Montbrillant
CH-1211 Geneve 2
Tel: +41 22 739 8755
Fax: +41 22 739 7379

スウェーデン
SWEDEN
UNHCR Regional
Representation
for the Nordic and Baltic
Countries in Sweden
Ynglingagatan 14 – 6th Floor
S-11347 Stockholm
Tel: +46 8 457 4880
Fax: +46 8 457 4887

スーダン
SUDAN
UNHCR Representation
in Sudan
PO Box 2560, Khartoum
or
Mohammed Nageeb Road
(North of Farouk Cemetery)
Khartoum No 2

Tel: +249 11 47 11 01
Fax: +249 11 47 31 01

スペイン
SPAIN
UNHCR Representation
in Spain
Avenida General Pero 32-2a
PO Box 36-121
E-28020 Madrid
Tel: +34 91 556 36 49
Fax: +34 91 417 5345

スリランカ
SRI LANKA
UNCHR Representation
in Sri Lanka
97 Rosmead Place
Colombo 07
Tel: +94 11 268 3968
Fax: +94 11 268 3971

スロバキア共和国
SLOVAK REPUBLIC
UNHCR Representation
in the Slovak Republic
Sturova 6
811 02 Bratislava
Tel: +421 2 52 92 78 75
Fax: +421 2 52 92 78 71

スロベニア
SLOVENIA
UNHCR Representation
in Slovenia
Miklosiceva Cesta 18/II
1000 Ljubljana
Tel: +386 1 4328 240
Fax: +386 1 4328 224

セネガル
SENEGAL
UNHCR Regional
Representation in Senegal
BP 3125, 59 rue Docteur
Theze
Dakar
Tel: +221 823 66 03
Fax: +221 823 66 00

セルビア・モンテネグロ
SERBIA
AND MONTENEGRO

UNHCR Representation
in Serbia and Montenegro
Krunska 58
11000 Belgrade
Tel: +381 38 308 2100
Fax: +381 38 344 2947

ソマリア
SOMALIA
UNHCR Representation
in Somalia
PO Box 43801, Nairobi
or
Lion Place
Waiyaki Way
(Next to St Marks Church)
Westlands
Nairobi
Kenya
Tel: +254 20 422 2200
Fax: +254 20 422 2280

タイ
THAILAND
UNCHR Regional
Representation for Thailand,
Cambodia and Vietnam
PO Box 2-121
Rajdamnern Avenue
United Nations Building
3rd Floor, Block A
Bangkok 10200
Tel: +66 2 288 1234
Fax: +66 2 280 0555

タジキスタン
TAJIKISTAN
UNHCR Representation
in Tajikistan
Prospekt Drujba Naradov 106
Dushanbe, 734013
Tel: +992 372 214406
Fax: +992 372 510039

タンザニア
TANZANIA
(UNITED REPUBLIC OF)
UNHCR Representation
in the United Republic of
Tanzania
PO Box 2666
Dar-es-Salaam
or

Plot 18 Kalenga Street
Dar-es-Salaam
Tel: +255 22 215 00 75
Fax: +255 22 215 28 17

チャド
CHAD

UNHCR Representation
in Chad
B.P. 906
N'Djamena
or
Quartier Cardale, Avenue
Felix Eboue
Immeuble STAT
N'Djamena
Tel: +235 51 86 10
Fax: +235 51 5340

中央アフリカ共和国
CENTRAL AFRICAN
REPUBLIC

UNHCR Representation
in the Central African Republic
Boite Postale 950
Bangui
or
Rue Joseph Degrain
(Route de Sofitel)
Bangui
Tel: +236 61 40 76
Fax: +236 61 98 34

中国（中華人民共和国）
CHINA (PEOPLE'S
REPUBLIC OF)

UNHCR Regional
Representation in China
1-2-1, Tayan Diplomatic
Office,
Building 14
Liang Ma He Nan Lu
Beijing 100600
Tel: +86 10 6 532 68 06
Fax: +86 10 6532 16 47

チュニジア
TUNISIA

UNHCR Honorary
Representation in Tunisia
BP 863
1035 Tunis
or

61 Boulevard Bab Benat
1035 Tunis
Tel: +216 715 73586
Fax: +216 715 70168

チェコ共和国
CZECH REPUBLIC

UNHCR Representation
in Czech Republic
Namesti Kinskych 6
PO Box 210
150 00 Prague 5
Tel: +420 2 571 998 66
Fax: +420 2 571 998 62

ドイツ
GERMANY

UNHCR Representation
in Germany
Wallstrasse 9 – 13
10179 Berlin
Tel: +49 302022020
Fax: +49 30 2022 0220

トルクメニスタン
TURKMENISTAN

UNHCR Representation
in Turkmenistan
40, Galkynysh Street
744013 Ashgabat
Tel: +993 12 425 684
Fax: +993 12 425 691

トルコ
TURKEY

UNHCR Representation
in Turkey
12. Cadde, 212. Sokak N° 3
3 Sancak Mahallesi,
Cankaya
Ankara
Tel: +90 312 409 7000
Fax: +90 312 441 2173

ナイジェリア
NIGERIA

UNHCR Representation
in Nigeria
UN House Plot no 617/618
Diplomatic Zone
Central Area District
PMB 2851, Garki
Abuja

Tel: +234 9 461 8569
Fax: +234 9 461 8598

ナミビア
NAMIBIA

UNHCR Representation
in Namibia
Private Bag 13310,
Windhoek
or
2nd Floor, Sanlam Building
Independence Avenue
Windhoek
Tel: +264 61 237 143
Fax: +264 61 230 055

日本
JAPAN

UNHCR Representation
in Japan
UNU Bldg., 6F – 5-53-70,
Jingumae
Shibuya-ku, Tokyo 159-0001
〒159-0001
東京都渋谷区神宮前5-53-70
国連大学ビル6階
Tel: +81 33 499 20 11
Fax: +81 33 499 22 72

ネパール
NEPAL

UNHCR Representation
in Nepal
PO Box 2374, Kathmandu
or
Dhara Marga Anil Kuti
Maharajgunj
Kathmandu
Tel: +977 1441 2521
Fax: +977 1441 2853

パキスタン
PAKISTAN

UNHCR Representation
in Pakistan
PO Box 1263
Islamabad
or
No 2 Diplomatic Enclave
QUAID-E-AZAM, University
Road
Sector G-4
Islamabad

Tel: +92 51 282 9502
Fax: +92 51 227 9455

パナマ
PANAMA

UNHCR Representation
in Panama
La Ciudad del Saber
Gaillard Street,
Building 812-B
Panama City
Tel: +507 317 1630
Fax: +507 317 1633

バブア・ニューギニア
PAPUA NEW GUINEA

UNHCR Representation
in Papua New Guinea
PO Box 1909, Port Moresby
or
4th Floor – ADF House
(Next St. Mary's
Catholic Church)
Musgrave Street, Town
Port Moresby.
Tel: +675 321 7422
Fax: +675 321 5977

ハンガリー
HUNGARY

UNHCR Representation
in Hungary
Felvinci ut 27
1022 Budapest
Tel: +36 13363062
Fax: +36 13363080

バングラデッシュ
BANGLADESH

UNHCR Representation in
Bangladesh
PO Box 3474
Dhaka 1000
or
House N/E (N) 8, Road 90,
Gulshan 2, Dhaka 1212
Tel: +8802 88 2 68 02
Fax: +8802 88 2 65 57

東ティモール
TIMOR-LESTE

UNHCR Representation
in Timor-Leste

PO Box 456
Dili
or
Estrada de Balido
Dili
Tel: +670 33 13 547
Fax: +670 33 13 554

フィリピン
PHILIPPINES

UNHCR Representation
in the Philippines
PO Box 2074 (MCPO)
G. Puyat Avenue
1260 Makati
Metro Manila
or
3rd Floor, JAKA II Building
150 Legaspi Street
1200 Makati, Metro Manila
Tel: +63 2 818 5121
Fax: +63 2 817 4057

ブラジル
BRAZIL

UNHCR Representation
in Brazil
Setor Comercial Norte
Quadra 02, Bloco A
11th Floor – Ed. Corporate
Financial Center
CEP 70712-901
Brasilia – DF
Tel: +55 61 3038 9272
Fax: +55 61 3038 9279

フランス
FRANCE

UNHCR Representation
in France
9, rue Keppler
F-75016 Paris
Tel: +33 1 44 43 48 58
Fax: +33 1 40 70 07 39

ブルガリア
BULGARIA

UNHCR Representation
in Bulgaria
19 Denkoglou str,
1000 Sofia
Tel: +359 2 98 02 453
Fax: +359 2 98 01 639

ブルンジ
BURUNDI

UNHCR Representation
in Burundi
B.P. 307, Bujumbara
or
No. 1, Avenuedu Large
4620 Bujumbara
Tel: +257 22 3245
Fax: +257 22 95 23/24 19 87

ベトナム
VIETNAM

UNHCR Representation
in the Socialist Republic
of Vietnam
60 Rue Nguyen Thai Hoc
Ba Dinh District
Hanoi
Tel: +84 4 845 78 71
Fax: +84 4 823 20 55

ベナン
BENIN

UNHCR Regional
Representation in Benin,
Burkina Faso, Niger
and Togo
Boite Postale 08-1066
Lot 01 Patte d'Oie
Cotonou
Tel: +229 30 28 98
Fax: +229 30 28 90

ベネズエラ
VENEZUELA

UNHCR Regional
Representation for Northern
South America
Apartado Postal 69045
Caracas 1062-A
Or
Parque Cristal, Torre Oeste
Piso 4, Oficina 4-4, 4-5 y 4-6
Av. Francisco de Miranda
Urbanizacion Los Palos
Grandes
Caracas
Tel: +58 212 286 3883
Fax: +58 212 286 9687

ベラルーシ**BELARUS**

UNHCR Representation in
Belarus
Prospekt Partizanskij 6 A,
6th floor
Minsk 220033
Tel: +375 172983335
Fax: +375 172982369

ベルギー**BELGIUM**

UNHCR Regional
Representation for Belgium,
Luxembourg and the
European Institutions
Rue Van Eyck 11a
B-1050 Bruxelles
Tel: +32 2 649 01 53
Fax: +32 2 627 17 30

ポーランド**POLAND**

UNHCR Representation
in the Republic of Poland
2, Aleja Roz
PL-00 556 Warsaw
Tel: +48 22 628 69 30
Fax: +48 22 625 61 24

ボスニア・ヘルツェゴビナ**BOSNIA AND
HERZEGOVINA**

UNHCR Representation
in Bosnia and Herzegovina
UNIS Building Fra Andjela
Zvizdovica 1
71000 Sarajevo
Tel: +387 33 666 160
Fax: +387 33 290 333

ボツワナ**BOTSWANA**

UNHCR Office of the Chief
of Mission in Botswana
PO Box 288
Gaborone
or
UN House – Plot 22
Khama Crescent
Gaborone
Tel: +267 35 21 21
Fax: +267 57 09 96

マケドニア**MACEDONIA
(FORMER YUGOSLAV
REPUBLIC OF)**

UNHCR Representation
in Former Yugoslav Republic
of Macedonia
PO Box 873
1000 Skopje
or
Zeleznicka 53
1000 Skopje
Tel: +389 2 3118 641
Fax: +389 2 3131 040

マラウイ**MALAWI**

UNHCR Representation
in Malawi
PO Box 30230
Lilongwe 3
or
7th Floor
Kang'ombe Building
City Centre
Lilongwe 3
Tel: +265 177 2155
Fax: +265 177 4128

マレーシア**MALAYSIA**

UNHCR Representation
in Malaysia
PO Box 10185
50706 Kuala Lumpur
or
570 Jalan Bukit Petaling
50460 Kuala Lumpur
Tel: +60 3 2141 1322
Fax: +60 32141 1780

南アフリカ**SOUTH AFRICA**

UNHCR Regional
Representation in South
Africa
PO Box 12506
The Tramshed
Pretoria
or
8th floor
Metro Park Building
351 Cnr. Schooman

& Prinsloo Str.
Pretoria 0002
Gauteng Province
Tel: +27 12 354 8303
Fax: +27 12 354 8390

ミャンマー**MYANMAR**

UNHCR Representation
in Myanmar
PO Box 1485, YaNGOn
or
287 Pyay Road
Sanchaung Township
YaNGOn
Tel: +951 524022
Fax: +951 524 031

メキシコ**MEXICO**

UNHCR Regional
Representation for Mexico,
Central America and Cuba
Presidente Masaryk 29
sexto piso
Colonia Polanco
11570 Mexico, D.F.
Tel: +52 5 55263 9851
Fax: +52 5 55250 9360

モーリタニア**MAURITANIA**

UNHCR Office of the Chief
of Mission in Mauritania
C/O UNDP, BP 4405,
Nouakchott
or
Ilot K No 159-160-161
Route de la Corniche
Nouakchott
Tel: +222 5 257 414
Fax: +222 5 256 176

モザンビーク**MOZAMBIQUE**

UNHCR Office of the Chief
of Mission in Mozambique
PO Box 1198
Maputo
or
Avenida dos Presidentes 33
Maputo
Tel: +258 1 490 242

Fax: +258 1 490 635

モルドバ
MOLDOVA

UNHCR Representation
in the Republic of Moldova
31 August 1989 Street, #57
MD-2012 Chisinau
Tel: +373 22 271 853
Fax: +373 22 271 953

モロッコ
MOROCCO

UNHCR Honorary
Representation in Morocco
12, Rue de Fes-Hassan
Rabat
Tel: +212 377 676 06
Fax: +212 377 661 96

ヨルダン
JORDAN

UNHCR Regional
Representation in Jordan
PO Box 17101
1195 Amman
or
5 Hafez Abdul-Hajja Street
Deir Ghbar
Amman
Tel: +962 6 550 20 30
Fax: +962 6 592 46 58

リビア
LIBYAN ARAB
JAMAHIRIYA

UNHCR Office of the Chief
of Mission in Libyan Arab
Republic
PO Box 80708
Tripoli
or
Uthman Ibn Affan St
Ben Ashour
Tripoli
Tel: +218 21 361 9662
Fax: +218 21 361 9661

リベリア
LIBERIA

UNHCR Representation
in Liberia
PO Box 9077

Monrovia
or
Haider Building
Mamba Point
Monrovia
Tel: +231 22 6233
Fax: +231 22 6235

ルーマニア
ROMANIA

UNHCR Representation
in Romania
25, Armeneasca Street,
Sector 2
70228 Bucharest
Tel: +40 1 211 29 44
Fax: +40 1 210 15 94

ルクセンブルク
LUXEMBOURG

Office of the UNHCR
Correspondent in
Luxembourg
1 rue Jean Pierre Brasseur
b.p. 567
2015 Luxembourg
Tel: +352 454 018
Fax: +352 454 303

ルワンダ
RWANDA

UNHCR Representation
in Rwanda
BP 867
Kigali
or
Bd de L'Umuganda
Commune Kacyiru
Secteur Kimihurura
Cellule Kamukina
Kigali
Tel: +250 58 5107
Fax: +250 58 3485

レバノン
LEBANON

UNHCR Representation
in Lebanon
PO Box 7332
Beirut
or
Michel Bustrus Street
Nasr Building

Achrafieh
Tel: +961 1 560 699
Fax: +961 1 560 717

ロシア連邦
RUSSIAN FEDERATION

UNHCR Representation
in the Russian Federation
United Nations Office
6 Obukh Pereulok
Moscow 103064
Tel: +7 503 232 30 11
Fax: +7 503 232 30 16

国際連合
UNITED NATIONS
(New York)

Office of UNHCR
in New York
PO Box 20
Grand Central
New York
NY 10017
or
220 East 42nd Street
Suite 3000
New York
NY 10017
Tel: +1 212 963 00 32
Fax: +1 212 963 00 74

UNHCRとIPU

UNHCR

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、世界の難民保護と難民問題の解決のための国際活動を先導・調整する任務を委ねられている。UNHCRはすべての者が持っている別の国に庇護を求め安全を与えられる権利と自国に自発的に帰還する権利の行使の確保に努めている。難民の自国への帰還または別の国への定住を支援することにより、UNHCRは難民の苦境への恒久的な解決策を追求している。

また、UNHCR執行委員会と国連総会は無国籍者や国籍の分からない者、そして特定の場合には国内避難民を含め、UNHCRが他の集団を援助することについても権限を与えた。

UNHCRは、各国および他団体に人権の保護と紛争の平和的解決に資する状態の創出を促すことで、強制的な移動の減少を求めている。

UNHCRはニーズに基づき、人種、皮膚の色、宗教、政治的意見、ジェンダーの差別なく、中立的な立場で難民とその他の者に保護と援助を提供している。UNHCRは参加型の原則を重視しており、難民の生活に影響を及ぼす決定について難民に意見を求めている。UNHCRは政府、地域組織、国際組織、非政府組織と協力して活動している。

IPU

列国議会同盟（IPU）は1889年に創設された主権国家の議会議員をまとめる国際機関である。2009年8月現在、153カ国の議会の代表が参加している。

IPUは、議員組織の強化を通して人々の平和と協力を目指している。そのため、IPUはすべての国々の議会と議会議員の連絡および経験の交流を促進し、国際的関心の対象となっている問題を検討するとともにそれらの問題について見解を表明し、人権の擁護と促進に貢献し、代表機関の活動について一般社会の意識を高める活動を行っている。

IPUは国連と目的を共有し、国連機関と緊密に協力している。また、地域的な議会間組織および同じ理想を持って活動する国際組織、政府間組織、非政府組織とも協力している。

© 列国議会同盟 (IPU) 2005

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) との協力のもと、
列国議会同盟により発行された。

著作権をすべて留保する。この出版物のいかなる部分も、列国議会同盟または国連難民高等弁務官事務所の事前許可なしに再出版または検索システムへの蓄積をしてはならず、また、電子、機械、写真複写、録音などの形態や方法のいかんを問わず伝達してはならない。

この出版物は次の条件のもとに配布される。出版者の事前承諾なしに、異なる製本および表紙の態様により、そしてこの条件を後の出版者に課すことを含め同様の条件を付すことなしに、商業上または他の取引により貸与、売却、賃貸または他の方法により配布がなされないこと。

ISBN 978-92-9142-403-0

IPU 本部

Inter-Parliamentary Union
Chemin du Pommier 5
Case Postale 330
CH-1218 Le Grand Saconnex,
Geneva
Switzerland
Tel: +41 22 919 41 50
Fax: +41 22 919 41 60
E-mail: postbox@mail.IPU.org
Web site: www.IPU.org

IPUの国連常設

オブザーバー事務所
Office of the Permanent
Observer

of the IPU to the UN
Inter-Parliamentary Union
220 East 42d Street
Suite 3002
New York, N.Y. 10017
USA
Tel: +1 212 557 58 80
Fax: +1 212 557 39 54
E-mail: ny-office@mail.IPU.org

国連難民高等弁務官事務所
United Nations
High Commissioner
for Refugees

Case Postale 2500
1211 Geneva 2
Switzerland
Tel: +41-22-739-8111
Fax: +41-22-739-7353
Web site: www.UNHCR.org
www.UNHCR.org/statelessness

日本語版発行：UNHCR駐日事務所

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前5-53-70 国連大学ビル6階

TEL：03-3499-2011

FAX：03-3499-2272

URL：www.unhcr.or.jp

編集：UNHCR駐日事務所法務部

翻訳：有馬みき

印刷所：(株)トライ